

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

——犬山屋神戸家の場合——

大崎 晃

一 問題の所在

二 御用木仕出から手前金運上仕出へ

(一) 御用仕出と豪商

(二) 地場材木商神戸家の登場

三 犬山屋神戸家の経営展開

(一) 犬山屋神戸家の元伐仕出

(二) 元伐仕出業から経営複合化へ

四 結 語——遙けし産業資本家への途——

一 問題の所在

近世木曾山林業史の課題を考え始めた拾有余年以前からややあって、当時徳川林政史研究所長を務めて居られた竹内誠氏の言説がその後頭に残った。それは江戸時代の材木屋には、末代まで続いた老舗は存在せず、中には当代限りの場合もあった。また材木屋起源ながら子孫は他業種の中堅と

して発展している例も見当らないという内容であった。その中には、先祖は一代で豪商としての地位を築きながら、子孫は商いから撤退した家もあるという。人は華やかな紀伊国屋文左衛門の成功俚諺に惑わされがちだが、材木屋の現実には難しい商売だったというのである。

そこで材木屋の実際を考究した先行研究を復習すると、まず竹内誠氏の紀文研究で、紀伊国屋文左衛門は江戸上野寛永寺造営を始め御用木請負で財を成したが、宝永末年から正徳の頃に材木商を廃業し、貸金の利息や店賃の収入で悠々自適の生活を送ったという。もう一人の材木屋の豪商奈良屋茂左衛門は、日光東照宮修築を請け負ったが、宝永七年に廃業し正徳四年に死去した。こちらも紀文と同じく子孫は貸家収入と大名貸等の金利収入で暮したという。

次に鶴岡実枝子氏⁽²⁾は奈良屋茂左衛門研究の力作で、宝永七年奈良茂は廃業後は子孫に商いを禁じ、地代・店賃と貸金業の二本建の生活を用意したとしている。鶴岡氏は紀文や奈良茂を「商いせざる町人」⁽¹⁾ 仕舞屋なる存在と呼んで、実態を詳しく述べている。

さらに林順子³⁾氏の力作は、木曾川域の豪族から材木店を興した犬山屋神戸家の研究で名古屋の分家犬山屋神戸分左衛門は、その後犬山屋の主力材木事業から撤退（元文四・五年）し、享保七年以後は金融業、名古屋と江戸の町屋敷経営、米以外の商品売買、新田開発等を経営するに至るが、その経営分析で新田米利益の低さを指摘し、新田投資は「地徳一筋」、すなわち生活を水田一本化へ導く保障にならなかったと貴重な見解を示している。

ところで今や新田開発研究の古典の一つでもある大石慎三郎⁴⁾氏の名作は、木曾川河口干拓地の大宝前新田を対象にした犬山屋神戸家の町人請負新田開発の研究である。犬山屋神戸家は森林の濫伐で材木商が限界に達すると商利貸付・米穀売買等様々の分野に手を出し、最後に新田経営に向う。そして新田築立と新田耕作の労働力供給源を近隣村に求めたことを実証した大石氏の研究は高く評価される。但し新田経営の収益については史料として見積書を載せるに留り、史料の都合もあろうが、初めからや、樂觀視の感がするが、将来実績の推測をもっと進められた上での意見も聞いてみたかった。

最後にもう一つの古典は所三男氏⁵⁾で、材木屋の研究ではないが氏の近世林業史研究には犬山屋神戸家関係の記録が多々あり、本家弥左衛門が木曾川筋犬山湊役川番所取締から川下り筏乗取締へ、子孫弥兵衛の代には材木仕出元締になったこと、名古屋白鳥木場の分家神戸分左衛門家が江戸・大坂の間屋を取引先とする材木問屋になったこと等が記されるが、その後の大宝前新田開発等への資本の転回までは及んでいない。

以上みてきたとおり優れた研究がかなり蓄積されており、今更新たに参入を試みたところで、屋上屋を架す結果になるだけかも知れない。近世後期における材木屋の限界は、濫伐による林業資源の減耗と、緊縮財政「正

徳の治」による公営工事の終了とが関係したことは想像されるが、一方こうした外圧だけでなく材木屋側にも事業転換を困難にした原因がなかったか、気になるところである。時代の変化に際し、創業期以来の業種を転換し、その後発展した事業所や業界の例が珍しくないのも歴史の常である。本稿は近世の材木屋が永續できなかった要因について、もう少し考えてみることにした。

筆者はこれまでの近世木曾山林業史に関する十余年間の学習において、犬山屋神戸家関係史料を本研究紀要旧稿に多々引用してきたが、今回はそれ等史料の主要部分を一ヶ所にまとめて再構成する必要にせまられた。それ故初出旧稿の出典揭示は繁雑をさけるため省略し、史料出典と所蔵先のみを記すことに留めたことを最初にお断りしておく。

二 御用木仕出から手前金運上仕出へ

(一) 御用仕出と豪商

木曾山は、秀吉の時代には蔵入地とされ、代官には石川備前守光吉が任ぜられた。関ヶ原役の後、家康も同地を蔵入地として行政も石川時代を踏襲し、代官は山村道祐良候が務めた。御林御用（官林切出業務）は代官が総代となり、村方は庄屋を元締にして実働は村民が勤める組織が成立していった。そして伐出した木材は木曾川を流送し角倉等の商人に委ねられるというのが、幕府が示したモデルであると次のように尾張藩家老竹腰山城守が述べていた。

徳川家康公の山村道祐公江触候御状⁶⁾

木曾谷中代官之儀被仰付候、再材木等之儀木曾川飛驒川共、石川備前如仕候時可申付候也

慶長五年十一月十一日

御朱印

(古書奉行)
大久保十兵衛

奉之

(木曾代官)
山村道祐

題 欠⁽⁷⁾

天正十八年々慶長五年迄之間、木曾谷中代官役石川備前守也、右代官ト称シ左之方々相勤ム

原孫右衛門 奈良井 藪原 萩曾 奈川

原藤左衛門 贄川

原図書 宮ノ越 原野 菅 上田 黒川 末川 黒沢

古田十兵衛 上松 長野 須原 殿神辺休安 三留野々下之

村々分

山村道祐 三尾 王瀧 福嶋 岩郷

右村々被下代官支配を村をさと云、肝煎殿有之支配ス、此肝煎殿を庄

屋トモ云

覚⁽⁸⁾

(家系)
相国様中納言殿江木曾を被遣候意趣者、尾張^(伊那代官)二うき所務無之候、木

曾々年々樽式拾万丁宛出致役樽を千村平右衛門山村七郎右衛門、壹

万六千石之役二而に^(錦織)しこ里まで出候を、角倉与一ニ売らせ雑用ニ仕候

(尾張藩國奉行)
へと藤田民部原田右衛門ニ被仰付候^(後略)

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

(元和五年)
八月十四日

(江戸老中)
土井大炊助殿

(尾張藩家老)
竹腰山城守正信

次に丸太の割材である樽・土居伐出の勘定書をみよう。なお駄・束・丁の違いは壹駄は四束、壹束は三十丁である。

仕出木の引取先は、公儀御用が御黒印と禁中御作事の樽四万七千三百三十拾丁と土井式千拾貳駄、山村代官所へ樽拾六万七千七百九拾五丁を配し、これは材買費へ廻され、樽拾九万八千九百九拾六丁と土井式千三百三十拾九駄が豪商角倉与一へ、他に樽拾壹万九千六百四拾丁がその他となった。かくてこの土井樽勘書では御用木の取得よりも、材買費の調達や材木市場の売上げが藩財政を利し事業化して行ったと読める。そこで必要経費も藩の負担になった。さらにこの件では作業着手以前に経費前渡制もみられ、来年・再来年分の複数年分が一度に交付される場合もあったが、利子の有無は不明である。

木曾土井樽御勘定目録⁽⁹⁾

一 樽式拾六万八千五百五拾八丁 (慶長十七) 子年分

一 土井四千三百五拾貳駄 同年分

一 樽式拾六万八千五百五拾八丁 (慶長十八) 丑年分

一 土井四千三百五拾貳駄 同年分

樽合五拾三万六千三百拾六丁

土井合八千七百四駄

右渡分

樽壹万七千三百三拾丁 御黒印

此銀六貫六拾五匁三分

土井千七百七拾九駄 御黒印

此銀六貫四百三拾四匁五分

樽三万丁

松田九郎兵衛渡

是者禁中御作事御用之由

土井八百三拾三駄壹束

同人

右同断

樽壹万九千六百四拾丁

水谷九左衛門渡

樽拾万丁

小野宗左衛門渡

樽拾三万丁

角倉与一渡

土井七百四拾七駄三束

同人

樽六万八千九百九拾六丁

同人

土井千五百九拾貳駄

同人

(伊那代官)
千村平右衛門

樽拾六万千七百九拾五丁

(木曾代官)
山村七郎右衛門

此銀五拾六貫六百貳拾八匁四分

是者御買材之代ニ相渡別紙ニ御勘定仕上候也

樽渡合五拾貳万七千七百六拾壹丁

土井渡合四千三百五拾貳駄

残樽八千五百五拾五丁

錦織ニ有

残土井四千三百五拾貳駄

馬籠村ニ有

右之分御勘定仕上候、若相違之儀御座候者何時も仕直し上可申候以上

元和貳年辰九月廿一日

山村七郎右衛門花押

(駿府勘定所の帖紙)
御勘定所

請取申金子之事⁽¹⁰⁾

金五百両者小判也

右是者木曾山ニ而、御材木御本切・川狩入用共ニ請取申所実正也、

御材木奉行所江相渡、此手形を以重而御勘定可申上候、為後日如斯

候、已上

寛永拾五寅二月十七日

(木曾代官)
山村甚兵衛印

島田才兵衛殿

成田藤右衛門殿

請取申金子之事⁽¹¹⁾

金貳千両者小判也

右是者来春木曾おのたけ山今御材木出し申候本切入用ニ請取申、御

材木白鳥江相届ケ重而御勘定可申候、仍如件

寛永廿一申年十月廿一日

山村甚兵衛印

鳥居作五左衛門殿

朝倉市郎兵衛殿

(裏書)

此金酉戌兩年ニ滝越山材木勘定、子ノ六月十一日ニ相済、内ニ入相済

者也

右表書小判無相違御渡可在候、已上

(尾張藩家老)
高木修理

(同)
成瀬隼人

(以下略)

ところで木曾山地方においては、樽土井勘定には特別な意味がある。平地の少ないこの地方では、穀物の物成が少なく年貢納入に支障を来し、不足分を樽木土井で充当する(年貢木あるいは役木という)制度がとられた。しかし穀物年貢の不足を年貢木で補うのだから、当然穀物はそれ以前に上納されるので、住民の食糧は不足状態に落ち入ってしまう。そこで年貢木を完納した場合に、先納した年貢米を還付する(下用米という)制度も加えられた。上納年貢木と下用米の換算率、および下用米に代替する大豆・蕎麦・稗・小豆等雑穀の換算率、年間総量を次の史料に示す。また樽・土井の寸法も以下の史料に示す。

王瀧村古事記⁽¹²⁾

往古木曾谷宿村御年貢之義者、田畑共反則之訳無之、誰者田何枚持御年貢米何程、畑何枚持大豆又者小豆蕎麦稗何程、土井何丁と定り居、毎年田畑御年貢穀を郷蔵江納置、檢土井木を明山^(あき)の伐出福嶋江持届候而、右扶持米として土井壹駄^(百一十)ニ付九升宛被下候、尤右扶持米者郷蔵ニ預り申候米を以而被下、郷蔵ニ残米いたし時者他村江相廻し、不足之時者他村へ請取候事も可有、雑穀替米如左之

米壹升ノ替り 大豆五割まし

蕎麦二倍增

稗 三倍増

小豆計りかへ(同量の意)

享保八卯年十一月廿二日夕同九辰年三月廿日迄

御役木切畑運上御願被仰出之帳⁽¹³⁾

一 木曾御年貢之義物成ニ而上納不仕、樽木土居^(井)ニ而御年貢相立候由緒

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

之義者、木曾中田畑高と申儀無御座、米穀大豆小豆蕎麦稗を以千六百八拾弍石五斗五升、村々へ收納仕訳ニ御座候らへ共、元来田畑僅ニ而専山持を以相立申候ニ付、御年貢者山手ニ振替樽木土居ニ而致上納、此代米雑穀を請取助成ニ致相立来り申候(中略)

一 御年貢之義古来々樽土居ニ相立、物成之義者代官江被納物成之内ニ而右樽木土居代米を毎年春夏両度つ、下用ニ相渡候、役木拾五万弍千丁御買木拾壹万六千五百拾八丁土居四千三百五拾弍駄之木高ニ、物成高引合候様ニ公儀御勘定之法を相立、百姓共江渡り方者御役樽壹挺ニ付拂拵三合つ、御買樽上木五合中木四合下木弍合つ、之法を以、概三合七勺五才つ、相渡、土居者壹駄九升つ、相渡り、石川備前守(時)代之勘定仕来り被仰御座候事(後略)

享保九年辰正月

木曾谷中

宿並問屋

在郷庄屋

木曾丑年分御勘定目録⁽¹⁴⁾

一 米千六百八拾弍石五斗五合 定納

此渡方

米千弍百三拾四石弍斗五升 樽木

此樽弍拾六万八千五百拾八丁

拾五万弍千丁

御役樽壹丁ニ付三合宛

内 拾壹万六千五百拾八丁

御買樽壹丁ニ付六合七夕宛

米四百四拾八石弍斗五升六合

御役土井

此土井四千三百五拾弍駄

壹駄ニ付壹斗三合宛

渡合千六百八拾弍石五斗五合

右之分御勘定仕上候、若相違之儀御座候者何時も仕直し上可申候以上

元和貳年辰九月廿一日

山村七郎右衛門花押

御奉行所

差上申一札之事⁽¹⁵⁾

一 明御山内ニ相立有之候松樅榎明松^{あまひ}右四品之立木、小松曾木立惣而生木伐取候義、今度御停止被仰出候間御巢山御留山之義者勿論、向後明御山内ニ而右四品之立木小松曾木迄、此伐取不申候様ニ与被仰付奉畏候御事

一 只今迄明御山内ニ而も榎生立者勿論之義、松樅小松曾木猥リニ切不申候筈ニ毎年被仰付相守来申候、向後之義者弥御停止之四品、生木ニ而家作材木商売木者、何程之細木ニ而茂一切伐取申聞敷旨被仰付奉畏候御事

(以下略)

宝永五年子五月

王瀧村庄屋・組頭

連判

口上覚⁽¹⁶⁾

木曾谷中御年貢樽并土居之義、只今迄毎歳御定之通仕出御年貢御勤候らへ共、近年者諸山共ニ尽御山ニ罷成候故、例年仕出候御年貢木堀木或買木等ニ而御年貢相勤候故、百姓共甚令難儀候由相聞候、依之谷中百姓御憐愍之ため、向後御年貢樽并土居共ニ不殘御免被成候間、只今

迄御年貢木之下用米ニ相渡候御年貢米致上納候様ニ谷中百姓共江可申付旨申渡候(後略)

享保九年三月廿日

山村甚兵衛

木曾谷中御年貢高⁽¹⁷⁾

一 米千六百八拾式石五斗五升

但 木曾谷者無高ノ場所ニ而尾張大納言殿御高ノ外也

一 松樽式拾六万八千五百拾八挺

但 長五尺式寸腹式寸五分

一 土居四千三百五拾式駄

但 長三尺三寸腹四寸

右樽并土居之儀者御年貢木トモ又御役木トモ申也、享保八卯年迄木ニ而相納下用米頂戴致来り候処、同九辰年田畑御檢地後、御年貢木御止ミ下用米ニ而上納被仰付候、此下用米ト申者豫而合納メ候御年貢米を云也(後略)

享保九辰年

王瀧村庄屋 松原彦八

さて、このように開幕以来の木曾山林業であったが、竹腰文書に示された元和法式にも尽山化の影りがみえてきたのであった。それはまず松樅榎明松四種の停止木化から始まり、樽土井年貢木制度の廃止ニ下用米制度の廃止に至った。その結果史料註17卷末三行のように、以後「御年貢木御止ミ下用米ニ而上納被仰付候」とあり、年貢木制廃止ニ下用米制廃止ニ年貢

米制(年貢上納制)定着にいたった。その結果現地食糧需給の不安と、森林資源の減少で豪商の経営合理化と、その材木減少分の補充をめざした地場業者の登場で材木商界にも変化が興り、本稿の課題の一つもここに置いた。

(二) 地場材木商神戸家の登場

① 神戸家の系譜と川並・番所取締役

神戸家と木曾川筋との関わりは、尾張藩以前の石川備前守代官時代から川通御用取締役を勤めて扶持方を頂戴したこともあり、川湊御番所川並取締り方等文禄年間以後二〇〇年余にわたり、御用「相勤来難有仕合奉存候」という。

次に神戸家の系図を同家史料「永々録 二番」から整理してみたが不明の点もあり、それを所三男氏の著作『近世林業史の研究』⁽⁵⁾所載の系図から補正(特に分家の部分)をして示した。

ところで川並御締り方と言ひ、川並番所役と言ひ、実際の役割は何かとなれば、役所より御壁書(註21「定」と註22「覚」なる書付が渡され、内容の厳守が義務づけられた。それは積荷の安全と確認、筏乗の雇傭と指揮監督保護、運送と事故渉外の差配等広範に及んだ。そこに至る経緯と御壁書を家系図と共に続けて示そう。

覚¹⁸⁾

- 一 (尾張藩)木曾御山御拝領以前分先祖神戸弥左衛門川並御締り方御用相勤、惣領長藏儀木曾川通り御用相勤、飛驒国金森出雲守様御山之頃分次男弥兵衛儀飛驒川通り御用相勤、両家ニ而両川御用相勤申

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

候

- 一 寛文年中長藏儀御扶持方式拾人分被下置鉄炮五挺御預り申上、長藏式代之内御扶持方被下置相勤申候処長藏儀家断絶仕候ニ付、貞享三寅年右両川筋川並御締り方御用弥兵衛相勤候様、被仰付御扶持方拾人分被下置候

- 一 私四代先弥左衛門分御扶持方不被下置無禄ニ而、御番所川並御締り方等之儀者、先規之通御用相勤申候(以下略)

享和元年酉九月

神戸弥左衛門

由緒之儀書付差上候様被仰付候ニ付相認差上申候御事¹⁹⁾

- 一 私先祖犬山湊役相勤候儀者凡弍百餘ヶ年分以前ニ而御座候得共、初發之儀判然と相分り不申候、往古木曾方 大公義御山御時節ニ者、川並御番所一円無御座犬山御番所ニ而川丈御締方御勤来申候処、(尾張藩)御拝領後萬治年中御材木御役所相改り、并川並所ニ御番所茂御取建御座候由、依而往古之例を以黒瀬兼山御役船手形ニ者只今ニ至ル迄、私名前宛一名ニ而下川並迄茂一円通船仕候

- 一 惣領長藏家相欠ヶ次男弥兵衛義私家世代ニ御座候処、右弥兵衛江木曾方飛驒方両川共御用被仰付御扶持方拾人分被下置、并御奉行衆分御壁書相渡り申候、右御壁書只今ニ所持仕候

- 一 五代先弥兵衛江木曾阿寺山御材木元伐運送等被仰付、為御褒美銀五拾枚拝領仕、其後金五百両頂戴仕候、尤阿寺山御用相勤申由者以来毎年金三百両つ、被下置筈被仰渡候

(文化八年)

未七月

神戸弥兵衛

(以下略)

改可申候事

上田久兵衛

一 椗乗下シ申ニ乗やふり吹やふり候ハ、長藏指図次第二乗前持之者

三村清右衛門

早速可參候、水出之時分公儀椗なかさゝる様ニ可仕候事

一 川番之者三人ニ而者如何ニ候間四人ニ仕、其上ニ而乗前持番所江折々

見舞、番之者油断不仕候様申付事

一 乗手之者椗木数念を入改請取、乗下シ木品相違無之様ニ相渡シ可申

事

一 乗手之者川並諸奉行衆慮外不仕様ニ可申付事

一 下川へ椗乗下之儀下人者不及申やとひ人遣候共、念を入宿持不申者

やとひ申間敷候、やとひ遣候ハ、其者宿主ニ請合、先々ニ而諸事不

作法不仕候様ニ堅申付遣し可申候、若先々ニ而不作法仕候ハ、乗前

持可為越度候

一 椗乗手共兼日御法度之通所之義者勿論、下川並ニ而他領たりといふ

ともはくち打申間敷候、若隠シ先々ニ而はくち打申義知レ候ハ、急

度可申付候

一 従 公儀請取乗飯米并商人椗乗賃取候ハ、乗手立合、以來申分無之

様ニ割荷可仕候事

一 椗乗賃商人手前より定之外取申間敷事

一 乗前をかき入借物仕候ハ、長藏加判ニ而かき入可申候、売買之儀者

勿論諸親類何ものニよらすとらせ候共、長藏方江相断可申候、弥兵

衛者此方江相届差図次第二可仕候事

右之者乗前持之者共江堅可申付候、若相背者於有之者依其品或過料

成曲事ニ可申付者也

寛文六年正月八日

右者長藏方江壁書写

神戸長藏

寛⁽²⁾

一 諸材木之御役手形并問屋送状有之分相改、致加判通し可申事

一 上川より御役済下シ申材木之内、犬山ニ上ケ置重而下し申度と断申

材木者其木品改書記し、重而下シ候時分茂相改手形出し可申事

一 挽板へき板挽木古家新家共ニ家道具并新桶之分、川並一円通し申間

敷候、但犬山へ出る成瀬隼人正殿材木分者被相断次第手形を出し下

可申事

一 黒瀬兼山へ下前々へ御役不仕村々の林之木并竹薪之分者、例之通其

村之庄屋手形を改通し可申事

一 伊勢木川並下し申候共通ましく候、但錦織牧野麻生へ下申伊勢木者

各別ニ候間、送付之面を改通し可申事

一 御材木椗無滞請取下シ申へし、并御役済相下申商人之舟椗右同前之

事

一 昼夜によらす手形茂無之下り申舟椗相改舟主椗乗を改置注進可申

候、若舟椗を捨逃候ハ、其舟椗を留置注進可申事

一 御材木椗并商人舟椗其送之面へ過木有之候ハ、改置公儀江上ケ可申

候、其木之分者錦織奉行衆送状を以相下可申事

一 御材木椗上川之乗手日々ニ乗下申事ニ候間犬山湊ニ椗留置、椗留所

つかへさる様ニ申付へし、商人材木椗二つみ共無滞相下、商人迷惑

不仕様ニ可申付事

右之条々可相守者也

貞享四卯年二月四日

林 市郎左衛門 印

稲葉九郎左衛門 印

犬山鶴飼屋

神戸弥兵衛殿

右之文言ニ而寛文五巳年二月十一日ニ渡辺新左衛門殿山本平太夫殿佐

藤半大夫殿御国奉行御勤之時、神戸長藏方江菴通渡ル(中略)、右御壁

書三通かけす、りニ有り

② 神戸家と江戸材木屋豪商奈良屋

ところで犬山の川並取締・番所役だった神戸家にとり材木屋進出の弾みは何だったのか。それは前尾張藩主光友公の隠居料に充てるため、湯船沢村阿寺山御林の御材木仕出を神戸弥兵衛が請負ったことである。この頃から神戸弥兵衛は木曾川下流の白鳥木場近くの名古屋材木町に、分家の分左衛門に対し犬山屋支店を開かせた。さらに分家の彦七郎にも江戸支店を開かせ、他の材木屋大野屋与平治・桜井小左衛門を加えた三軒、また支店がない大坂は板屋孫兵衛・十八屋久兵衛の二軒を得意先の仲買問屋とした。阿寺山請負仕出事業は元禄六年に始まり光友公死去の十三年に終るが、業績は順調だったようで、最終年の後には巷間に五万両の利を得たとの噂も伝わった。

ここで注意したいのは、犬山屋の商業資本進出の経済的裏付けのもう一

つの存在についてである。この頃各所で目につくのは、江戸の材木屋豪商奈良屋茂左衛門ニ神田安休との関係である。資金貸借関係では百両に付年拾五両の利足だったとか、湯舟沢村御山ニ阿寺山の手前金仕出し時には御前金五千両の貸付を提示された(註26)とか、裏木曾川上山の槻梅樅等の仕出事業に誘われたとか、「飛弾作置松材樽木御買上ケ奉願度」とか、各地御山材木仕出の提案を奈良茂から受けたことが確かにあったのである。以上の事情を示す史料を順を追って次に掲げる。

口 上⁽²³⁾

一 阿寺山御材木江戸ニ而大野屋与平次・神戸彦七郎・桜井小左衛門、

大坂ニ而八板屋孫兵衛・十八屋久兵衛問屋ニ仕為売拂申候、御当地

ニ而茂問屋相立申候へ者白鳥御役所分御材木請取船積木仕手廻し能

御座候間、材木町分左衛門ニ申付御材木請取を申度奉願申候

一 御材木請取船積仕申候手代并右渡ニ而御材木置賃入用相懸り申分者、

前々船主分問屋方江返礼金等取来申候、此金子を以右御入用之仕拂

仕儀御座候、且又御当地拂ニ茂口銭と申物問屋手前江取申事御座候

得共、阿寺山御材木之分者御奉公ニ仕上ケ口銭取を申間敷候、右之

通被仰付可被下候以上

(元禄七) 戊五月

(犬山) 神戸弥左衛門

元禄拾三年

阿寺山御材木江戸大坂両地御拂代金請取渡通⁽²⁴⁾

辰正月吉日

(名古屋) 神戸分左衛門

一 金九拾五両

(大坂) 板屋孫兵衛

右者御材木御拂代金内

一金四拾貳兩

十八屋久兵衛

右同断

一金六百拾壹兩

十八屋久兵衛

右同断

一金六百貳拾七兩

板屋孫兵衛

右同断

一金百五拾兩

神戸彦七

右同断

一金百五拾兩

大野屋与平次

右同断

一金百兩

桜井小左衛門

右者御材木御拂代金之内

七口 金千七百七拾五兩

辰二月十四日渡ス

右者外年分御材木代請取致上納候以上

辰五月朔日

神戶弥左衛門 印

(以下略)

覚

(前略)

元金ノ貳百八拾壹兩三分貳朱

利金ノ三拾四兩二分四匁六分

右者船乗之褒美金江配当

(中略)

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

元金ノ七百六拾九兩五匁七分七厘

利金ノ七拾七兩貳分三匁四分

二口 元金千五拾兩三分銀拾三匁貳分七厘

二口 利金百拾貳兩銀八匁

都合金千百六拾三兩銀六匁貳分七厘

右者御借用金十一月迄致利足壹ケ月ニ金百兩ニ付壹兩貳分宛勘定可仕

候以上

酉十一月

奈良屋茂左衛門

神戸分四郎様

同 分左衛門様

口上書を以奉願候

一 此度湯船沢御山御材木山内立木不残来成年自分金を以御山出シ奉願

候、錦織迄出方諸手入用自分ノ仕、錦織ノ白鳥迄御代之義者殿様ノ

被仰付、白鳥着之上帳面之御値段ニ御買上可候

一 概長三間木ノ六間迄木数凡式千本程出木仕処ニ奉存候ニ付、帳面ニ

値段付仕御願申上候通、不足之義者概之分山内不残本伐仕候而出候

様奉願候

一 山元御間尺之義者手前金本ノ渡場ニ而御改可被下候

一 川並御作法万事手前金木曾本ノ並ニ被仰付被下候

一 雜木敷木之義帳面ニ書記申候通被為仰付可被下候

右之通条書上帳面奉願候通被為仰付被下候ハ、為御前金五千兩指上

ケ可申候以上

宝永貳年酉九月

近江屋五郎兵衛

取次

奈良屋茂左衛門

覚⁽²⁷⁾

一 凡千本 槻

長六間木ハ三間半木迄
貳尺角ハ壹尺壹寸角迄
平内ハ壹尺四寸挺ハ七寸挺迄

一 凡貳万本 梅樅姫子

長三間半木ハ貳間木迄
壹尺五寸角ハ六寸角迄
平内ハ壹尺貳寸挺ハ五寸挺迄

但寸間 出来次第貳間木壹尺角詰

右之通中津川河上山式⁽¹⁾ヶ年ニ本伐山出シ可仕候、大槻并梅樅姫子此木高之外ニ茂御座候ハ、御請負可仕候山本有木之様子承知仕度奉

存候以上

^(元禄五)
申十一月

江戸東浜町

奈良屋兵吉

名古屋材木町

組頭 犬山屋分左衛門

乍恐以書付を御願申上候⁽²⁸⁾

一 飛州ニ御作置御座候松材木并榑木、御拂ニ被納仰付候ハ、御買上^(金株)ケ奉願度奉存候、御値段之儀者出雲守様下東ニ而、近年御拂被遊候

午未申三ヶ年御拂値段ハ宜敷御買上ケ奉願度候、被納仰付被下候ハ、値段付仕指上ケ可申候御事

一 飛州馬頼御山其外御山松割木同寸立并諸木御座候御山見分仕御調法ニ罷成候、御材木見立寸間員数書以帳面御当地御材木茲ニ上納奉願候、右之御山見分仕候様ニ被納仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

元禄六年酉二月

^(江戸)
東浜町壹丁目

ならや茂左衛門

同 所

神戸屋彦七郎

(江戸御材木方)

御奉行様

三 犬山屋神戸家の経営展開

(一) 犬山屋神戸家の元伐仕出

① 御用仕出の場合

話は少し前後するが、犬山屋の材木商成長過程を御用仕出時代からみておこう。

元禄元年度裏木曾三ヶ村の加子母前山における、榑物御用仕出の勘定書をみよう。この仕出の総元締は材木商犬山屋名古屋店の神戸分右衛門である。同人は、名古屋白鳥材木市場での売上金高総計千七百四両貳分銀拾三

勿四分三厘を請取つたと仲買問屋三店、小沢市左衛門・成田六右衛門・岐
阜屋吉左衛門に対し報告した。

(元禄元)
辰本切加子母榎物売代請取⁽²⁹⁾覚

(名古屋)
犬山屋神戸分左衛門

辰六月十日

一小判百拾五両 請取 小沢市左衛門殿

是者辰本加子母榎物売代之内

辰十月十九日

一金三百四拾五両三分銀四匁三分七厘

請取 小沢市左衛門殿

是者辰本切加子母榎物売代金之内

辰十月十五日

一金三両銀六匁三分 請取 小沢市左衛門殿

辰加子母榎物代金

已三月十四日

一小判三百式拾七両 請取 成田六右衛門殿

辰加子母榎物売代金之内

已六月八日

一三百三拾三両式分六匁七分三厘

辰加子母榎物代 請取 成田六右衛門殿

已八月廿六日

一式百四拾両 請取 岐阜屋吉左衛門殿

辰加子母榎物売代金之内

已十月十七日

一小判三百四拾両 請取 岐阜屋吉左衛門殿

辰本切加子母榎物売代金之内

請取金

ノ千七百四両式分銀拾三匁四分三厘

(名古屋)
犬山屋神戸分左衛門

(元禄元)
辰年渡金覚⁽³⁰⁾

辰正月廿四日

一小判百拾両

是者山本人用金之内

辰二月四日

一金四両三分銀四分

是者本切桴乘賃藤代

辰二月廿三日

一小判五拾両

是者卯本切御運上代

辰三月十三日

一金四両式分銀四匁五分

是者本切桴乘賃藤代

辰四月十八日

一小判八拾両

是者山本人用金之内

辰六月十三日

一小判三拾両

是者辰本切御運上代

上納 内木彦七殿

辰七月十三日

一小判七拾両

かし

内木彦七殿

是者山本人用金之内

辰八月十八日

一小判百両

かし

内木彦七殿

是者山本人用金之内

辰八月廿三日

一金三両銀八匁七分

上納

内木彦七殿

是者辰本切乗質藤代

辰十月三日

一小判百両

かし

内木彦七殿

是者山本人用金之内

辰十月廿四日

一金四拾六両七分銀壹匁

かし

内木彦七殿

是者御借米代金御代官所江渡ス

辰十一月四日

一金貳拾六両三分銀拾四匁三分

上納

内木彦七殿

是者卯本切御運上代

辰十一月八日

一金三分銀五匁三分

上納

内木彦七殿

是者本切御運上代

辰十二月二日

一小判百五拾両

かし

内木彦七殿

是者山本人用金之内

辰十二月四日

一金百拾両

上納

内木彦七殿

是者辰本切御運上代

辰十二月十二日

一小判九両貳分銀貳匁七分

上納

内木彦七殿

是者辰本切梓乗質

辰十二月

一小判三百貳拾五両

渡ス

内木彦七殿

是者辰本切榎物売代金之内

辰十二月

一小判四百七両壹分

かし

内木彦七殿

辰十一月晦日指引勘定取替金利足壹ケ月ニ金百両ニ付銀百匁宛

後段の売上金分配は、まず元伐現場の杣・木挽等の賃金と、山落し・谷川狩等日用労働者や飯場持子等の賃金の「山本人用金」で、また大川狩狩(筏)乗賃や筏用の藤蔓繩の藤代も人件費・経費だから公儀負担金として、御用仕出では現場元締の庄屋内木彦七の一時立替のため「貸し」と記された。さらに伐出現場は「御山」＝藩有林なので御用木の伐出は「御用」だから、経費(貸し)を差引いた残額が藩の収入＝御運上代となる。そして最後の二項、「三百貳拾五両 渡ス」と「四百七両壹分 かし(中略)利足壹ケ月ニ金百両ニ付銀百匁」であるが、前者は元締＝庄屋である内木彦七宛だから元伐経費他＝加子母「村中」と庄屋の取分とみられ、後者は元締經理のやりくり、すなわち利足である。百両当たり月銀百匁の利子は當時は通常の利率だが、一年間据置くと貳拾両になり二割の高率で、犬山屋に入る。さらに請取金総額千七百四両と渡金総額千五百八拾八両壹分の間

には百拾六兩壹分の残額が出、このあたりが請負総元締犬山屋神戸分左衛門の利得になるのだろう。

本節を終わるにあたり、延宝―元禄期に犬山屋神戸家による尾張藩領木曾王瀧山・裏木曾三ヶ村山御用仕出の実例〔表1〕を掲げる。もとより本表は当時の元伐仕出事業一部の記録にすぎず、その上史料冊帳には部分的欠落もあるが、それでもある程度の推論を導くことも可能である。木曾山地方における御用仕出はこの時期転機をむかえ、濫伐による森林の減耗と採材地の奥地化等環境の変化を考慮すれば、この後の林業問題がこゝから始まることに気づくのである。林業は対応を間違えると、持続不可能型産業に変えてしまうのであった。

② 手前金運上仕出の場合

元伐御用仕出の発展は、採材・運材・材木流通の諸機構を確立し、新たな展開をみることになった。それは元伐現場における柚・木挽・運材日用〔雇〕等の元締Ⅱ庄屋と、在地材木商人の業界における成長だが、一方では彼らの経費調達や経営能力が求められることでもあった。そこで商才の経験が不足だった彼等にとっては、運上金・経費負担金等仕払分と手前取分の仕分け比率の算定で済む、「ぶわ分分ケ」方式がもつとも簡単な経理処理法であった。それはまず御運上分と経費・運賃・賃金等を含む手前取分との歩合（分分ケ）を宣言し、山伐仕出原木が白鳥木場に到着し運上歩合相当分の原木上納が確認されると、残り原木の仕出商人への払い下げ（取分）が決定するといふもので、経費は仕出請負人側が負担するので手前金運上仕出と呼ばれるいわば入札である。次に上げる史料の前段（註31）は「ぶわ分分ケ」

方式の説明文、後段（註32）はその実例として、元禄四年裏木曾三ヶ村山の元伐仕出における付知村庄屋田口忠左衛門を元伐取締役、犬山屋神戸分左衛門を総仕出請負人とする手前金運上仕出を行った際の仕切状である。そして〔表2〕は元伐仕出の若干例を表にまとめたものである。本表も〔表1〕と同様に一部の事例を収録したにすぎないことは云うまでもないが、課題の参考にはなる筈である。

乍恐奉願事⁽³¹⁾

三ヶ村之義者何之時来も無御座所ニ而、御拝領已前分御免板壹万枚被下置百姓中本仕切り角倉江売拂、其影ニ而御年貢諸役相勤候所、四拾年已前分御公儀様江売上申候へ与被為仰付板角ニ伐替式拾八年已前迄^(寛文三)売上申候、檢尽申故糶物ニ切替へ拾六年已前迄売上申候、白鳥買上之儀者拙者共ニ被為仰付候、其以後商人並ニ者被為仰付間敷候間分分ケニ^(ぶわ)仕り、拙者共才覚之金子ニ而百姓中ニ本切為仕候へと被為仰付畏奉存、当年迄拾六年、三分壹厘之分分ケニ而仕出申候、錦織物依頼代金も才覚之金子ニ而相拂御勘定之節請取申候

先年者槽三万三千丁宛仕出候へ共、近年者木数も出来不申漸く式三千丁宛仕出申候、木品悪敷罷来、山出入用も大分懸り至当ニ相不申候、其上式三年者諸木下値ニ御座候^(神戸)年々損金仕り、問屋分左衛門方ニ大分之借金ニ罷来、去ル午未両年御請仕候七千五百丁之内漸く半分川狩仕り、残ル分山本仕拂川狩仕り義罷成不申之間、少々之家財用地をも米金ニ代替払申、川狩之儀者問屋分左衛門を頼川狩仕候ニ御座候（以下略）^(元禄四)

未十二月

川上村庄屋 原 権兵衛

残額差下金		売 払 先		出典史料
		売払地	荷 受 人	
両分	匁分厘			
643.2	10.2	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 十八屋久兵衛, 板屋孫兵衛, 榎木屋次郎兵衛	1), 2)
284.1	24.67	江 戸	神戸彦七郎	1)
751.3	0.69	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 十八屋久兵衛, 板屋孫兵衛, 榎木屋次郎兵衛, 京屋彦三郎	1), 2)
1,045.1	2.31	江 戸	神戸彦七郎	3)
773.2	6.67	大 阪	板屋孫兵衛, 榎木屋治兵衛, 京屋彦三郎	2), 3)
214.2	14.03	江 戸	神戸彦七郎	1)
519.2	10.16	大 阪	板屋孫兵衛, 榎木屋治兵衛, 京屋彦三郎	4)
344.1		江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛, 米津久右衛門, 大野屋与平次 十八屋久兵衛	5)
3,608.1	7.54	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 米津久右衛門, 福田善兵衛, 大野屋与平次 板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門, 十八屋久兵衛	2), 6), 7), 8), 9)
3,548.	1.8	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛 板屋孫兵衛, 十八屋久兵衛, 八萩屋勘右衛門	2), 6) 9), 10)
1,634.3	20.1	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛, 米津久右衛門, 大野屋与平 十八屋久兵衛	2), 7) 9), 10)
1,646.	7.26	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛 板屋孫兵衛	2), 6), 7), 9)
878.1	13.8	名古屋	神戸分左衛門	11)
514.3	6.4	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛, 米津久右衛門, 大野屋与平次 十八屋久兵衛	9)
1,064.1	13.84	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門, 十八屋久兵衛	7), 8) 11)
447.1	6.33	名古屋	神戸分左衛門	11)
850.	19.3	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 八萩屋勘右衛門, 板屋孫兵衛, 十八屋久兵衛	12)
14.	2.77	大 阪	八萩屋勘右衛門	8)

- 7) 「元禄四・五年 三浦三ヶ村桧榎物仕切状 神戸彦七」(徳川林政史研究所所蔵)
8) 「元禄五年 三浦三ヶ村桧物仕切状外」(同上)
9) 「元禄六年 加子母山諸木仕切帳外」(同上)
10) 「元禄四年 日枯山ニテ手前金ヲ以本伐仕切帳 神戸分左衛門」(同上)
11) 「元禄六年 付知山諸木仕切帳外」(同上)
12) 「元禄五年 木材三浦山諸木仕切帳」(同上)

〔表1〕 犬山屋神戸家による尾張藩領王瀧山・裏木曾三ヶ村山御用仕出例

年 度	仕出山	在地請負元締	仕 出 数 量		売拂代金		経 費	
			樹種・材種	数 量 ()内売残木	両分	匁分厘	両分	匁分厘
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽樽瓦	86,509 (11,685)	866.	102	252.2	21.
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎 齊藤次右衛門	桧樽瓦	12,406 (1,766)	364.1	39.45	80.	19.28
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽樽瓦	109,194	812.	49.59	155.1	44.53
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎 齊藤次右衛門	桧椽樽瓦	132,539	1,084.	35.61	133.	44.7
延宝7年未	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽槨樽瓦板	57,209 (4,465)	860.3	12.37	182.2	43.59
延宝7年未	王瀧地山	齊藤六兵衛	桧樽	17,876	305.2	5.29	90.3	5.76
延宝8年申	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽槨樽瓦	8,703	562.2	43.4	43.	32.84
元禄元年辰	加子母地山	内木彦七	椽樽瓦	44,894	1,702.		1,357.3	
元禄2年巳	加子母地山 付知地山	内木彦七	椽樽瓦	189,144 (25,080)	3,883.3	13.2	275.	35.66
元禄2年巳	付知地山	田口四郎三郎	桧椽明椽樽瓦角	127,082 (1,000)	3,678.	13.58	130.	11.78
元禄3年午	加子母地山	内木彦七	椽鼠子明椽樽瓦	64,677	1,734.	26.32	99.1	6.22
元禄3年午	付知地山	田口四郎三郎	椽明椽樽瓦	66,317 (367)	1,814.		167.3	7.74
元禄3年午	川上地山	原権兵衛	明椽樽瓦	33,108	909.2	15.73	31.	16.93
元禄4年未	加子母地山	内木彦七	椽樽瓦	16,229	529.	10.1	14.1	3.7
元禄4年未	付知地山	田口四郎三郎	桧椽明椽樽瓦	27,712 (195)	1,196.	14.25	131.1	30.41
元禄4年未	川上地山	原権兵衛	明椽樽瓦	27,060	461.3	9.13	14.2	2.8
元禄4年未	三浦山	内木彦七 田口忠左衛門 原権兵衛	椽明椽鼠子樽瓦	26,242	914.3	5.42	63.3	46.12
元禄5年申	裏木曾 三ヶ村山	田口四郎三郎	椽瓦	560	38.	20.	24.	17.23

出所史料

- 1) 「延宝六年 本切椽物仕切状」(徳川林政史研究所所蔵)
- 2) 「延宝元年—元文元年 材木仕切状」(同上)
- 3) 「延宝七年 本切椽物仕切帳 神戸分右衛門」(同上)
- 4) 「延宝八年 本切椽板子椽槨椽物仕切帳 神戸分右衛門」(同上)
- 5) 「天和元年 本伐椽椽槨物仕出状 神戸分右衛門」(同上)
- 6) 「元禄三・四年 付知前山椽物仕切帳」(同上)

	運上歩合		残額差下金		出荷先荷受人	出典史料
	上納運上金 (及び推定額)					
	両分	匁分厘	両分	匁分厘		
0.55	364.	13.09	297.3	10.71	名古屋 神戸文右衛門	1)
0.51	375.3	9.69	360.2	9.31	〃	1)
0.55	272.3	30.18	222.2	24.69	〃	2)
0.45	56.3	12.68	69.4	15.49	〃	2)
0.31	361.1	3.2	803.3	7.12	〃	3)
0.31	322.3	2.23	718.1	4.97	〃	3)
0.1	112.1	1.02	1,009.3	9.18	〃	4)
0.1	360.	2.3	3,240.	20.7	〃	3)
0.31	191.1	10.1	425.3	22.48	〃	3)
0.31	594.	6.72	1,322.	14.95	〃	5)
0.31	339.3	5.	756.1	11.13	〃	5)
0.31	242.1	11.	539.1	24.48	〃	5)
0.31	174.1	1.86	387.3	4.14	〃	5)

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

〔表2〕 犬山屋神戸家による尾張藩領王瀧山・裏木曾三ヶ村山手前金運上仕出例

年 度	仕出山	在地請負元締	仕 出 数 量		売払代金	
			樹種・材種	数 量 ()内売残木	両分	匁分厘
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎	桧榩樽瓦板	100,278	661.3	23.8
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎	桧榩樽瓦	115,613	736.1	19.
延宝7年未	王瀧地山	松原孫太郎	桧榩樽瓦	40,959	495.1	54.87
延宝8年申	王瀧地山	松原孫太郎	桧榩榩樽瓦	8,703	126.3	28.17
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	内木彦七	榩樽瓦	59,631 (3,000)	1,165.	10.32
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	田口忠左衛門	榩明桧樽瓦	47,607	1,041.	7.2
元禄2年巳	付知 日枯山	田口忠左衛門	桧榩明桧角	1,930	1,122.	10.2
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	桧明桧角	5,492	3,600.	23.
元禄3年巳	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	明桧樽瓦	28,383	617.	32.58
元禄4年未	裏木曾 三ヶ村山	内木彦七	榩樽瓦	16,229	1,916.	21.67
元禄4年未	裏木曾 三ヶ村山	田口忠左衛門	榩明桧樽瓦	15,434	1,096.	16.13
元禄4年未	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	明桧樽瓦	19,981	781.2	35.48
元禄6年午	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	明桧樽瓦	28,875	562.	6.

出所史料

- 1) 「延宝七年 本切仕出桧榩物請取帳 王瀧孫太郎」(徳川林政史研究所所蔵)
- 2) 「延宝九年 地山本切仕出桧榩物請取帳 王瀧孫太郎」(同上)
- 3) 「元禄四年 三ヶ村山ニテ手前金ヲ以本伐仕出帳」(同上)
- 4) 「元禄四年 日枯山ニテ手前金ヲ以本伐仕出帳 神戸分左衛門」(同上)
- 5) 「元禄五年 三ヶ村山手前金本伐仕出明桧物受取帳」(同上)

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

付知村庄屋 田口忠左衛門
加子母村惣代 伊藤 正作

(元禄四)
巳之年三ヶ村山ニ而手前金を以本切仕出諸木請取帳⁽²⁾

付知村 忠左衛門^(田口)

一 四千四百三拾六丁

榿四尺八寸 榿拾貳丁廻
中樽瓦 金壹両 榿拾貳丁貳分

内

三千六拾丁八分四厘
千三百七拾五丁壹分六厘

^{六分九厘}手前取木
^{三分壹厘}御運上木

代五拾貳両銀五匁四分

壹両貳拾六丁四分

一 壹万七七百七丁

榿四尺 榿貳拾丁廻 中樽瓦

内

八千七拾七丁八分三厘

^{六分九厘}手前取木

三千六百貳拾九丁壹分七厘

^{三分壹厘}御運上木

代八拾貳両壹分銀拾三匁九分

壹両四拾四丁

一 貳万七七百五拾四丁

榿三尺五寸 榿貳拾七丁廻 中樽瓦

内

壹万五千丁貳分六厘

^{六分九厘}手前取木

六千七百四拾三丁七分四厘

^{三分壹厘}御運上木

代百拾三両貳分銀壹匁九分

壹両五拾九丁四分

一 千三百拾三丁

榿三尺 榿三拾丁廻 中樽瓦

内

九百五十九分七厘

^{六分九厘}手前取木

四百七丁三厘

^{三分壹厘}御運上木

代六両銀拾匁

壹両六拾六丁

一 千七百貳拾八丁

榿貳尺壹寸 榿三拾四丁廻 中樽瓦

内

千百九拾貳丁三分貳厘

^{六分九厘}手前取木

五百三拾五丁六分八厘

^{三分壹厘}御運上木

代七両銀九匁七分

壹両七拾四丁八分

一 三百七拾壹丁

榿壹尺八寸 榿三拾八丁廻 中樽瓦

内

貳百五拾五丁九分九厘

^{六分九厘}手前取木

百拾五丁壹厘

^{三分壹厘}御運上木

代壹両壹分銀七匁六分

壹両八拾三丁六分

木ノ四万三千三百九丁

内

貳万八千五百三丁貳分壹厘

^{六分九厘}手前取木

壹万貳千八百五丁七分九厘

^{三分壹厘}御運上木

代金ノ貳百六拾貳両三分銀三匁五分

一 六千貳百三拾貳丁

明榿三尺五寸 榿貳拾七丁廻 中樽瓦

金壹両榿詰壹丁貳分

内

四千三百丁八厘

^{六分九厘}手前取木

千九百三拾壹丁九分貳厘

^{三分壹厘}御運上木

代五拾九両貳分銀七匁六分

壹両貳丁四分

一 五拾八丁

明榿三尺 榿三拾丁廻 中樽瓦

内

四拾丁式厘

六分九厘

手前取木

拾七丁九分八厘

三分毫厘

御運上木

代式分也

壹両三拾六丁

一 八丁

明桧式尺壹寸

櫓三拾四丁廻

中樽瓦

内

五丁五分式厘

六分九厘

手前取木

式丁四分八厘

三分毫厘

御運上木

代三匁七分

壹両四拾丁八分

木メ六千貳百九拾八丁

内

四千三百四拾五丁六分式厘

六分九厘

手前取木

千九百五拾式丁三分八厘

三分毫厘

御運上木

代金メ六拾両銀拾匁三分

木都合四万七千六百七丁

内

三万式千八百四拾八丁八分三厘

六分九厘

手前取木

壹万四千七百五拾八丁壹分七厘

三分毫厘

御運上木

代金合三百式拾式両三分銀拾匁八分

両替六拾匁

右是者巳之年三ヶ村山ニ而手前金を以本切仕出御運上木差上、残分手

前江被下慥請取則御運上木買上申所如件

元禄四年未八月

付知 忠左衛門

(田口)

御材木御奉行所

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

(二) 元伐仕出業から経営複合化へ

① 買木費および買木・伐出入用金貸付

これまでみてきた貞享・元禄・宝永期の犬山屋神戸家による、裏木曾三ヶ村山と黒沢・末川・苗木・田立山における手前金運上仕出の実例を〔表3〕に示す。ただし本表は当期間の犬山屋神戸家全事業の記録ではなく、偶々利用できた記録を編集したにすぎず、史料の一部内容にも疑問なしとしない。さらに本表は体系的な決算書ではなく、個別史料の編集にすぎず欠落部分も多いが、利用次第によっては興味ある史実を発掘することが可能なことも否定しえないだろう。

本表の主要時代である元禄期は採材の全盛時代だったが、濫伐による木材資源の減少(尽山化)により生産規模の縮小が始まると、材木商は収益維持のため新たな分野の開拓に乗り出した。その第一は林業における工夫で、元伐仕出を直接行わずとも仕出木材を買い集める集荷仲買業への進出で、在方材木商人仲間達の買付資金の貸付も行った。するとこれを受けて、例えば田立村には材木商達の木材買付代行仲間の組織ができ、買材費である三五〇両を両当たり月銀七匁で来年三月まで借りる条件で、借り手の材木買代仲間の代表が利足の歩戻し金七両を庄屋松下徳左衛門が預かった。田立山にはこの他にも丹羽源七が代表の材木買代仲間もあった。

大福帳(金払帳)田立村分 神戸分左衛門⁽³³⁾

(正徳二)
辰十月三日

一 小判三百五拾両

資 金 運 用							出所史料					
山本入用金貸付		御借米手形 切米手形用貸付		大・小麦、大・小豆 蠟・炭担保取貸付		綿・麻・絹・蠟 販売代金		**新田開発 入用出資金		無担保貸付 大名家中貸		
両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	
320.												1)
518.1												1)
499.3												1)
610.1		46.1	16.									1)
607.		53.1	2.2									1)
950.		25.2	8.15									2), 3)
500.		40.	3.1									1)
357.		19.1	1.05									2), 3)
630.		7.3	2.62									4), 5)
370.												6), 7)
220.		35.	14.77									1)
190.		16.3	12.35									2), 3)
230.		6.3	6.53									4), 5)
400.												6), 7)
300.												1)
5.2	8.7	210.										6), 7)
												8), 9)
												1)
												6), 7)
												10), 11), 12), 13)
670.				440.						200.		6), 7)
		305.3	13.42			178.	11.93	960.				10), 11), 12), 13)
		50.				55.	17.43					10), 11), 12)
		50.		800.				65.		315.		10), 11), 12), 13)
		825.		892.2	25.2	176.	2.72			380.		12), 13)
		73.3		18.						300.		12), 13), 14), 15)
		418.	19.23	100.						991.1		12), 13), 14), 15)

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

[表3] 犬山屋神戸家による裏木曾三ヶ村山・黒沢・末川・苗木・田立山関係事業経営例

年 度	山 伐 仕 出								
	仕 出 山	在地請負元締	仕出樹種・材種	木材売掛代金		運上金上納		*筏乗賃金・藤代	
				両 分	匁 分厘	両 分	匁 分厘	両 分	匁 分厘
貞享2年丑	加子母山	内木彦七	榿	634.	28.87	193.	1.4	17.1	30.7
貞享3年寅	加子母山	内木彦七	榿 角源太	615.1	9.94	254.	16.67	12.	59.9
貞享4年卯	加子母山	内木彦七	榿	794.1	14.44	186.2	5.	27.	40.8
元禄元年辰	加子母山	内木彦七	榿	843.2	34.34	218.3	24.6	19.3	11.7
元禄2年巳	加子母山	内木彦七	榿	1,377.1	17.4	260.		28.	5.7
元禄2年巳	付知山	田口四郎三郎	榿榿明榿 樽	710.3	15.96	269.2	57.1	38.2	36.2
元禄3年午	加子母山	内木彦七	榿	1,290.	50.84	231.3	1.1	23.	8.
元禄3年午	付知山	田口四郎三郎	榿明榿 角樽	1,321.3	24.21	560.		60.2	5.5
元禄3年午	川上山	原権兵衛	明榿 角樽	1,047.1	11.96	245.		7.2	34.6
元禄3年午	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿 樽	916.2	44.23	380.		36.3	22.7
元禄4年未	加子母山	内木彦七	榿 樽	887.	7.34	190.		52.2	13.8
元禄4年未	付知山	田口四郎三郎	榿	1,355.1	37.26	383.2	7.7	71.1	59.
元禄4年未	川上山	原権兵衛	明榿 角樽	908.3	60.73	90.		64.2	24.8
元禄4年未	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿松 瓦	672.	22.97	185.		22.	25.7
元禄5年申	加子母山	内木彦七	榿嵐子	1,294.	50.91	100.		3.3	12.3
元禄5年申	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿榿松 瓦	793.1	32.74	155.		20.	23.5
元禄5年申	三浦山	田口四郎三郎	榿松 樽瓦	914.3	5.42	54.2	4.	151.1	10.6
元禄6年酉	加子母山	内木彦七	榿	1,247.3	55.16	285.		49.3	13.2
元禄6年酉	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿榿 樽瓦	1,025.2	21.09	280.		30.2	17.6
元禄7年戌	末川山	神戸伝八	榿榿嵐子 板子樽瓦	1,940.2	30.78	382.2	22.7	149.	38.3
元禄8年亥	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿榿嵐子 樽瓦	1,567.3	10.89	613.1	14.4	38.1	22.11
元禄8年亥	末川山	神戸伝八	榿榿嵐子	2,266.1	24.22	600.1	7.4	86.3	31.3
元禄9年子	末川山	神戸伝八	榿榿嵐子松榿 板子樽瓦	2,333.3	25.93	650.1	7.4	106.1	16.5
元禄10年丑	末川山	神戸伝八	榿榿嵐子榿姫子松 瓦	1,502.2	14.5	137.3	13.7	9.1	13.1
元禄12年卯	末川山	神戸伝八	松榿 角瓦	2,517.2	24.73	794.	17.6	18.2	0.6
元禄13年辰	末川山	神戸伝八	榿榿松榿嵐子 角瓦	2,023.	14.2	710.3	44.7	109.3	44.7
元禄14年巳	末川山	神戸伝八	榿榿嵐子榿松榿 角瓦	2,773.1	16.83	479.3	1.7	151.3	51.5

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

			320.1	14.93				1,100.	12), 13), 14), 15)
	570.		1,394.3		838.3			205.	16)
	469.		1,084.		237.	572.		170.	16)
	935.	10.42	810.			70.	12.81	390.	17)
	1,763.	9.88	631.2			303.1	11.04	305.	17)

- 9) 「元禄四年 (三浦山)金渡帳 神戸分右衛門」(徳川林政史研究所所蔵)
- 10) 「元禄六年 犬山金帳 (神戸分左衛門)」(同上)
- 11) 「(元禄六年) (犬山)金払帳 神戸分左衛門」(同上)
- 12) 「元禄七年(末川山)犬山金帳 (神戸分右衛門)」(同上)
- 13) 「(元禄七年) (末川山)金帳 神戸分右衛門」(同上)
- 14) 「元禄十三年 (末川山)犬山金渡帳 (神戸分右衛門)」(同上)
- 15) 「元禄十三年 (末川山)金渡帳 神戸分左衛門」(同上)
- 16) 「宝永三年 (苗木山)大福帳 (神戸分左衛門)」(同上)
- 17) 「宝永八年 (田立山)大福帳 (神戸分左衛門)」(同上)

内金百両徳左衛門出金手形有

松下徳左衛門殿
原田 弥助殿
佐藤与市殿
丹羽源七殿
野尻弥兵衛殿

右者三ヶ村桧板子買代仲間入用かし、利足壹ヶ月金壹両銀七匁宛、手形式百両百五拾両式通請取置、巳三月切、此利式拾四両式分、受取内七両徳左衛門配金、百両利渡し、残り拾七両式分手前取替金式百五拾両利取元金七月切かし

② 穀類・繊維等仲買業と綿会所

当時の大福帳⁽³⁴⁾を整理した〔表4〕・〔表5〕から犬山屋神戸家の苗木・田立両村における事業内容を見ると、本業だった林業関係はいずれも二割台にすぎない。それでは商いの主力はどこに移ったかといえば、材木以外の米・大豆・小豆・麦類等農産物商品を買物にする取扱商人への貸付である。特に米穀は流通証券でもある米手形が使用される米遣い経済の近世は、投資・投機・先物取引の下で、商人の人氣が高かった。田立村の場合、穀物取引高は林業の二倍に達し、とりわけ穀物取引の三分の二が米穀の売上高となれば、もはや林業に変わりつつあるとみてもよからう。

犬山屋神戸分左衛門苗木村関係事業支出区分⁽³⁵⁾

元伐材仕出入用渡	一、七九〇・一	二二
両分		%

元禄15年午	末川山	神戸伝八	縦梅角	2,240.3	48.96	479.3	1.7	98.3	1.7
宝永3年戊	苗木山	小栗兵左衛門	桧松角丸太	1,170.1	33.62			82.3	29.45
宝永4年亥	苗木山	小栗兵左衛門	桧松栗角	490.1	1.2			185.	51.48
宝永8年卯	田立山	松下徳左衛門	桧樽瓦	1,205.2	16.28				
正徳2年辰	田立山	松下徳左衛門	桧榭松榭角板子	***58.3	14.56				

註

*この頃の数値は振幅が大きく、その理由も不明だが精度にも疑念が残る。

**新田開発投資が本格化するの、今回対象とした時期の後になる。

***この年犬山屋は、田立山では木材の山伐よりも仲買いに力を注いだ。

出所史料

- 1) 「天和四年 加子母金帳(神戸文右衛門)」(徳川林政史研究所所蔵)
- 2) 「元禄貳年 付知金帳(神戸分左衛門)(同上)」
- 3) 「元禄貳年 (付知)金渡帳 神戸分左衛門」(同上)
- 4) 「元禄貳年 川上金帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 5) 「元禄貳年 川上金払帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 6) 「元禄貳年 (黒沢山)萬金帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 7) 「元禄貳年 (黒沢山)金渡帳 神戸分右衛門」(同上)
- 8) 「元禄四年 三浦山金帳(神戸分右衛門)」(同上)

それではこの事態を招来した原因を問えば、利潤・利子が期待される商

		犬山屋神戸分左衛門田立村関係事業支出区分 ⁽³⁶⁾	
		両分	%
合計	八、八二七		四一
その他	一、八六〇		二一
新田投資渡	三三三		四
家中貸	五九五		七
大小豆麦質物貸	一、四三七		一六
奈良茂米買入金貸	五三二		六
米手形質物貸	一、五四八・三		一八
米買入支払渡	五〇〇		六
材買入用貸	一、二六二・三		一四
元伐材仕出入用渡	七〇九・一		八
合計	八、一三六・二		一八
その他	一、四七五・二		一七
新田投資渡	五七二		七
家中貸	五五五		七
実綿繰綿質物貸	七二〇		九
会津蠟炭質物貸	四五四・二		五
大小豆麦質物貸	三二〇		四
米手形質物貸	一、四一〇・二		一七
米買入支払渡	四九九		六
材買入用貸	三八〇		五

[表4] 犬山屋神戸分左衛門苗木村関係事業支出

年 月 日	支 出	支出種別	金 額	支出の目的・内容	利 子
年 月 日			両 分 匁 分 厘		
宝永3戌 1. 5	秋郷与兵衛	貸	50.	加賀源五左衛門様御入用金貸	利月両=銀7匁宛
2. 1	木村久左衛門	貸	570.	御借米手形質物取3月初貸	
2. 1	神戸弥左衛門	貸	20.	犬山市橋忠太郎方書入70両内入貸	
2.21	塩町 大橋十兵衛	貸	100.	御切米手形質物取貸	
3.12	辻三左衛門	渡	133.2	苗木山松角売代金仕切渡	
3.晦	桑名町 長左衛門	貸	100.	質物取4月初貸	利金2分
3.晦	舟入町 与左衛門	貸	60.	質物取貸4月初	利金1分と9匁
3.晦	車町 境久助	渡	102.2	11.61 会津蠟燭代渡	
4.15	苗木 市左衛門	渡	102.	2.7 苗木山松角売代金仕切渡	
5. 2	加賀源左衛門	貸	30.	村方エ貸	利月両=銀8匁宛
5. 7	赤河彦兵衛	渡	18.3	2.3 錦織繁田久左衛門梓乘賃金	
5.10	山口又兵衛	渡	94.2	11.1 苗木山松角売代金仕切渡	
5.13	神戸文七郎	貸	50.	買木入用金之内	
5.18	犬山 小川只助	渡	19.3	7.17 松角梓乘賃金	
5.25	苗木 小栗兵左衛門	渡	110.	松角売代金内渡	
5.28	若山左助	貸	70.	槍三尺瓦買代之内貸	
5.28	塩町 平三郎	貸	100.	質物取	利1ヶ月限銀90匁
6.18	信濃屋五兵衛	貸	100.	御切米手形質物取9月初	利月金3分と5匁宛
7. 6	塩町 大橋十兵衛	貸	60.	納麦62石大豆87俵質物取	利月10両=4匁宛
7.13	濃州関 助六郎	貸	60.	麦200俵上州大豆33俵質物取	利月10両=4匁5分
7.22	前田伝蔵	貸	10.	長野数馬殿入用金	利月両=7匁5分宛
7. 7	車町 境久助	貸	100.	大坂綿貸	
8. 2	塩町 平三郎	貸	150.	質物取9月初	利月1両宛
8. 5	木村久左衛門	貸	50.	会津蠟8匁質物取10月初	利1両1分と5匁
8. 5	錢屋喜兵衛	貸	100.	会津蠟16匁質物取10月初	利2両2分と10匁
8. 5	車町 境久助	渡	72.2	13.63 会津蠟10匁質替金	
8.11	木村久左衛門	渡	50.	船運代入用渡	
8.11	万屋庄兵衛	渡	25.	松角梓乘賃犬山エ渡	
9.22	熱田 喜平次	貸	30.	上州大豆110俵質物取	利月両=銀6匁宛
9.24	苗木 小栗兵左衛門	渡	37.2	29.31 松角梓乘賃金	
9. 9	小川留左衛門	貸	100.	綿質物取	利月1両宛
10. 4	辻磯左衛門	渡	10.	11.08 松角梓乘賃金	
10.11	辻磯左衛門	渡	56.3	2.16 松角売代金仕切渡	
10.11	苗木 小栗兵左衛門	渡	170.3	2.16 松角売代金売内渡	
10.11	柘植市左衛門	渡	76.	1.93 苗木山松角売代金仕切渡	
10.18	神戸文七郎	貸	30.	買木入用金内貸	
10.20	万屋庄兵衛	貸	120.	御切米手形質物3月初	利3両
10.28	車町 境久助	貸	100.	小豆222俵質物取3月初	利4両2分
11.11	田中庄兵衛	貸	150.	十兵衛方エ大豆入	利1両2分
11.17	車町 境久助	渡	652.3	2.22 大坂買物代金川内屋作兵衛方遣	
11.21	苗木 小栗兵左衛門	渡	15.	苗木山松角売代金内渡	
11.晦	秋郷与兵衛他	貸	50.	源五左衛門様御用金	利月両=7匁宛
12.24	服部以左衛門	貸	30.	成瀬修理様御用金	利月両=銀1匁宛
12.26	小麻義兵衛他	貸	150.	山澄大膳様御用金御知行所米入質	利年割2分
12.晦	下材木町 平七郎	貸	10.	炭質物取	
宝永4亥 1.25	近松孫兵衛	貸	15.	当暮返金等	利月両=銀7匁宛
2.14	中村三左衛門	貸	200.	亥3月初御切米手形質物ニテ	
3. 8	加賀源左衛門	貸	30.	村方賃金	利月両=銀8匁宛
3.15	苗木 小栗兵左衛門	渡	12.	9.1 松角売仕切渡	
4. 8	苗木 小栗兵左衛門	渡	10.1	9.94 松角梓乘賃金犬山エ拂	
4. 8	木村久兵衛	貸	50.	会津蠟8匁質物取	利月両=銀5匁
4.10	萩原村 勘十郎	貸	50.	餅米質物取4月初	利月両=銀5匁
4.13	辻三左衛門	渡	169.	苗木山松角売代金仕切渡	
4.23	苗木 小栗兵左衛門	渡	55.	松角売代金内渡	

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

5. 2	塩町 大橋十兵衛	貸	15.		来ル五月中返金手形有	利月両=銀5匁宛
5. 3	犬山 神戸弥左衛門	渡	245.2		犬山円城寺米売代金内重テ渡	
5. 9	海老や町 勘助	貸	50.		餅米100俵質物取5月切貸	
5. 9	銭屋喜兵衛	貸	70.		会津蠟質物取6月切貸	
5.11	犬山 神戸弥左衛門	渡	108.2	11.74	杓掛ヶ村米100石代金請取重テ犬山遣	
5.28	苗木 小栗兵左衛門	立替	20.2	11.66	松角枰乗賃金	
6. 4	繁田久左衛門	渡	68.2	7.5	苗木山松角売代金仕切渡	
6. 7	苗木 小栗兵左衛門	立替	7.	13.26	松角枰乗賃金円城寺渡	
6. 9	大曾根村 喜兵衛	貸	40.		成瀬隼人様配対米40石質物取	
6.22	神戸文七郎	貸	120.		買木入用金貸	
6.	若山佐助	渡	7.		大宝新田入用金内渡	
6.	車町 境久助	渡	15.		大宝新田入用栗石手付金内渡	
7. 5	苗木 小栗兵左衛門	渡	40.		松角売代金内渡	
7. 9	塩町 大橋十兵衛	貸	130.		犬山円城寺枰乗飯米買代金内貸	
7.10	車町 境久助	渡	40.		大宝新田栗石前金内渡	
7.10	水谷久左衛門	貸	30.		沢井助左衛門様用金	
7.13	植村次郎左衛門	貸	61.3		相方借金利足	利月両=銀9匁宛
7.13	車町 境久助	貸	20.		木綿買入金貸	
8. 3	前田伝兵衛	貸	10.		長野秋馬様入用金	利月両=銀7匁5分
8.24	若山佐助	渡	10.		大宝新田入用金	
8.晦	神戸文七郎	貸	20.		買木入用金之内貸	
9. 8	伊勢屋勘四郎	渡	15.		大宝新田入用金之内渡	
9. 1	近松孫兵衛	貸	20.		当暮返済筈	
9.17	白鳥 武左衛門	貸	40.		同上	利月両=銀8匁宛
9.27	若山佐助	渡	100.		大宝新田入用金	
10. 5	伊勢屋勘兵衛	貸	200.		実綿170俵入3月切	利月両=4匁2分
10. 6	神戸文七郎	貸	90.		買木入用金之内	
10. 8	堀江町 作兵衛	貸	100.		実綿63俵質物取	利月両=7匁
10. 8	車町 源兵衛	貸	200.		繰綿57俵入	利月両=3匁
10.28	大高村 山口源兵衛	貸	30.		新田普請入用	利月両=銀7匁宛
11. 1	苗木 小栗兵左衛門	渡	55.		松角売代金内渡	
11. 1	若山佐助	渡	60.		大宝新田入用金	
11. 8	加賀源左衛門	貸	15.		成瀬修理様御用金	
11.10	苗木 小栗兵左衛門	渡	9.2	4.8	松角枰乗賃金円城寺渡	
11.10	繁田久左衛門	渡	41.3	3.4	松角売代金仕切渡	
11.14	苗木 小栗兵左衛門	渡	8.1	11.82	松角枰乗賃金犬山渡	
11.16	若山佐助	渡	60.		大宝新田入用金	
11.18	神戸彦右衛門	貸	60.		手形有	
11.18	塩町 大橋十兵衛	渡	165.		江戸神田安休、神戸彦七殿工餅米買入金渡	
11.21	上宿 清兵衛	貸	100.		御蔵米質物取	利月両=6匁
11.22	神戸分七郎	貸	158.		御木屋御年用小物買代内貸	
11.24	塩町 大橋十兵衛	貸	200.		買入金内渡	
11.29	若山佐助	渡	130.		大宝新田入用金内渡	
12. 5	衣笠義左衛門他	貸	150.		山澄大膳様御入用金渡	利年割2分
12. 5	車町 境久助	渡	105.		大宝新田入用栗石代術木手付金	
12.	町野孫左衛門他	貸	20.		成瀬修理様御用金	利月両=銀7匁宛

註) 金額が僅少、本稿主題との関連が希薄等の項目には省略したものがある。

出所史料 「宝永三年 苗木大福帳 元材木町 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)

[表5] 犬山屋神戸分左衛門田立村関係事業支出

年月日	支出先	支出種別	金額		支出の目的・内容	利子
年月日			両分	匁分厘		
宝永8卯	1.23	久保半三右衛門	20.		富永三左衛門様入用金	利年1割
	2.7	金森小左衛門	20.		平岩七太夫様入用	
	2.22	勘四郎	30.		平田船除ヶ置金	
	3.5	伊藤忠次郎	30.		野崎源五右衛門様御入用金	利月両=7匁5分
	3.18	源七・与市	10.		彦八郎家町金書入	利月両=4匁
正徳1卯	4.7	久保半三右衛門	10.		富永三左衛門様入用金	利年1割
	4.8	小池林大夫	20.		辰年新田勘定内入、水野与右衛門殿入用	
	6.19	久保半三右衛門	10.		富永三左衛門様入用金	
	6.28	塩町 十兵衛	200.		買入金10月切	利月両=2匁
	7.5	塩町 十兵衛	100.		仙台大豆、質物請取9月切	利月両=6匁
	7.13	塩町 十兵衛	160.		大豆買入金	
	7.晦	松下徳左衛門	101.		檜物買代金	
	9.2	松下徳左衛門	54.2	11.25	痕床檜六尺樽代	
	9.3	赤河庄兵衛	8.		桴損害入用	
	9.12	松下徳左衛門	59.2	7.94	阿寺檜三五樽買代	
	9.26	塩町 重兵衛	200.		神田安休米買代金内渡	
	10.2	町 源七郎	200.		徳左衛門仲間、源七郎仲間買木入用金	利月両=7匁5分
	10.18	中山市郎兵衛	80.		神田安休殿買物代内渡	
	10.19	松下徳左衛門	30.		神田安休殿買物代内渡	
	10.25	塩町 重兵衛	200.		小豆買入金	
	10.26	塩町 重兵衛	100.		神田安休殿米買代金内渡	
	11.6	塩町 重兵衛	100.		神田安休殿米買代金内渡	
	11.12	兼山屋与市	200.		貸付金辰3月迄	利月両=8匁
	11.14	塩町 重兵衛	60.		買入金内	
	11.26	塩町 重兵衛	100.		買入金内金	
	12.7	松下徳左衛門	25.		川上檜四尺瓦買代	
	12.10	松下徳左衛門	62.3	7.5	地山並檜物売代貸	
	12.12	神戸弥左衛門	200.		配米売代金	
	12.20	塩町 重兵衛	22.	104.2	神田安休殿買物代金	
	12.28	塩町 重兵衛	50.		買入金内	
	12.28	久保半左右衛門	40.		富永三左衛門様御入用金	利年1割
	12.晦	前田伝蔵	10.		長野数馬様御入用金	利月両=7匁5分
	12.晦	野垣源兵衛	50.		新田川方貸	利年1割
	12.	金沢七郎左衛門	150.		山澄主膳様御入用金	利年1割2分
	12.	伊藤忠次郎	20.		源五左衛門様御入用金	利月両=7匁5分
	12.	赤目村 郷七郎	50.		小麦質物	利月両=4匁2分
	12.	関 小兵衛	67.		餅米・小豆質物	利月両=3匁5分
	12.	伝馬町 新四郎	100.		小豆質物	利月両=3匁3分
	12.	外屋喜兵衛	200.		餅米・小豆質物	利月両=3匁
	12.	赤目村 郷七郎	300.		餅米質物	利月両=5匁1分
	12.	塩町 十兵衛	93.		大豆・小豆・餅米質物	利月両=3匁2分
正徳2辰	2.7	金森小左衛門	20.		平岩七大夫様御用金	
	2.8	伊藤忠次郎	30.		野崎弥五郎様御用金	利月両=7匁5分
	3.2	下町 勘四郎	60.		南野川檜六尺、西野山檜物買代	
	3.7	波多野六左衛門	100.		金森飛驒守様御用金	利年1割
	3.13	町 源七仲間	100.		飛州松角買代	利月両=6匁
	3.23	久保伝九郎	30.		富永半三右衛門様御用金	
	4.14	町 源七仲間	150.		飛州松角買代	利月両=6匁
	5.朔	神戸彦左衛門同道休	100.		買木入用金	利月両=5匁
	6.朔	重兵衛	100.		買入金	利月両=2匁5分
	6.朔	赤目郷七郎	100.		買入金	利月両=2匁8分
	6.3	犬山 川嶋惣七郎	50.		名和新田普請入用金	
	6.9	塩町 重兵衛	200.		外屋町壱兵衛買入金	
	7.4	犬山 川嶋惣七	20.		名和新田入用金	

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

7.	出し金	渡	33.	11.0.4	大高新田普請入用	
8. 2	塩町 重兵衛	貸	100.		買入金	利月両=2匁3分
8.10	兼山屋与市	貸	200.		貸付金9月切	利月両=6匁
10. 3	松下徳左衛門他	貸	350.		三ヶ村檜板子買代仲間入用金	利月両=7匁
10. 8	兼山屋与市	貸	600.		貸付金3月切	利月両=7匁5分
10.18	松下徳左衛門	渡	500.		田立山榎物買代払	
10.21	塩町 重兵衛	貸	100.		買入金	
11. 4	塩町 重兵衛	貸	200.		大豆買入金	
11.13	下町 勘四郎	貸	30.		買物代	利月両=7匁
11.23	塩町 重兵衛	貸	300.		麦・餅米買入金	
12.10	松下徳左衛門	渡	5.		田立榎物入用	
12.14	塩町 重兵衛	貸	300.		買入金	
12.14	鎌田忠兵衛	貸	250.		大坂買物入用	
12.24	松下徳左衛門	渡	163.2	13.1.	田立山榎物買代残金	
12.26	塩町 重兵衛	貸	30.		買入金	
12.28	久保伝九郎	貸	40.		富永三左衛門様御入用金	利年1割
12.28	塩町 重兵衛	貸	100.		買入金	
12.28	金森小左衛門	貸	50.		平岩七太夫様御用金	利年8両
12.晦	松下徳左衛門	渡	672.2	17.6	田立山榎物買代金残金	
12.	伊藤忠次郎	貸	20.		野崎源五左衛門様御入用金	利月両=7匁5分
12.	伝馬町 錦屋平蔵	貸	25.		仙台大豆質物	
12.	岐阜 吉田十左衛門	貸	50.		上州大豆質物	
12.	岐阜 横山七右衛門	貸	200.		麦質物	
12.	岐阜 白木吉左衛門	貸	100.		麦質物	
12.	米地村 米地宗七	貸	10.		小豆質物	
12.	舂屋町 綿屋喜兵衛	貸	100.		上州大豆質物	
12.	赤目村 水谷門七	貸	300.		米・餅米・麦質物	
12.	笠松 久納源三郎	貸	65.		納麦・仙台大豆質物	
12.	今津 曾右衛門	貸	77.		仙台大豆・上州大豆質物	
12.	塩町 重兵衛	貸	273.		米・餅米・大豆・小豆質物	
12.	舂屋町 喜兵衛	貸	315.3		配対米質物	
12.		渡	200.		大宝新田	

註) 金額が僅少、本稿主題との関連が希薄等の項目には、省略したものがある。

出所史料 「宝永八卯年起 (田立山)大福帳 金渡帳 元材木町 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)

品価値の問題になろう。穀物の大豆と小豆、他にも「実綿百七拾俵利足(貳百兩)金拾四兩」「繰綿五拾七俵利足(貳百兩)金拾兩也」⁽³⁷⁾や、絹・真綿・麻等があった。商目を質物にとつての貸付は、やがて直接販売に参入する場面もある。例えば「江戸神田安休殿神戸彦七殿江餅米買入金渡ス」⁽³⁸⁾というものもあった、神田安休は江戸の豪商奈良屋茂左衛門で古くから犬山屋と取引があり、神戸彦七は犬山屋の江戸分家で、米・綿・蠟を自前でも商うようになった。

しかしながら木曾の場合、経済価値以外の地域背景の影響も認めねばならないだろう。本稿第一章第一節でも述べたように、山国で農耕適地に恵まれない木曾は、本途年貢の一つとして耕地から産する穀物の代りに木材が課せられ、割木材である榑木・土井(居)を納入する年貢木制度があった。それはすでに納入された米を始めとする穀物が、年貢木の分量に応じて還付される(下用米と呼ばれる)制度であった。しかし森林資源の減耗から享保期に年貢木制度(下用米制度も含めて)が廃止されると、木曾では米を始めとする食糧事情は苦境に追い込まれた。この事態から当時の交易希求品や、貸付金質物品目の首座に米が据えられたのであった。

さらに苗木村では犬山屋分左衛門が、商人達との取引で質物に会津蠟や木綿を使用していることである。これも木曾山では享保—元文期に年貢として山漆の植栽が奨励されたことがあった。山漆はその実から採取される蠟が蠟燭の原料となり、塗料の原料になる樹液をとる里漆とは別である。しかし蠟燭は品質の問題もあってその後西南日本で多く産する櫨に市場を支配されてしまったことは、本誌旧稿『研究紀要』42号・53号)で述べたところである。

これに対し木綿の方は、享保期の数十年後、寛政改革の幕開けとともに

会所の新規開設に成功した。

從延宝五巳年至寛政十二甲年 永々録 一番 神戸弥左衛門⁽³⁹⁾
今度於

御城下綿会所相立、^(新規開設)延商相済候得者在ニおゐて者米延商ひ同様心得、右延綿商ひ筋にたづさわりの候儀一切致間舗候、尤是迄仕来候正綿を以商ひいたし候儀者不苦苦候、若し右綿延商ひ筋にたづさわりの候者於有之者、急度咎可申付者也

(寛政六)⁽⁴⁰⁾
寅二月

今度於

御城下綿会所延商相済ニ付、御国一統之御触候趣承知仕奉畏候以上
寅二月 神戸弥左衛門

寛政三亥三月御国一統之御觸⁽⁴¹⁾

在々百姓共常々農業を精出し御年貢諸役大切ニ相勤、妻娘者芋機をかせき家内之用をたし候儀渡世之喜ひニ候、然るに女のいとなみといへとも元より御国中之産物を以其用をたし、いつ連の上乃御恵を請ざる者者有間敷候、され者冥加之為忝人立相応之役者可相勤事ニ候、以後も勤候へ者為々仕仕事ニ者満り薄き者共まで、自然と気を引立一統弥芋機等を励み候様相成、殊ニ在辺ニ而者妻娘至まで専木綿布を可用事故、其身の程をも忘れざるため此度古法により綿布役と唱へ、御領分中女之分十四歳分六十歳迄之者、其夫其父之高持致ニ准し当亥年分左之通御役被仰付筈ニ候

(高持区分に対応せる各役銀額省略)

封建体制下幕府は、体制維持のため度々重ねた「改革」と称する緊縮政策の下、延商ひ⁽¹⁾新規開店を規制した。その中で犬山屋神戸家が行った綿会所新規開店の申請に対しては、「是迄仕来候正綿を以商ひいたし候儀者不苦管候」の但書に叶い認可されたが、一方米会所については但書が付いておらず、「今度於御城下綿会所延商相済候ニ付、御国一統之御觸承知奉畏候」と、綿会所認可の交換条件として「米延商ひ(中略)筋たつさわり候儀一切致間舖候、(中略)若シ延商ひ筋にたつさわり候者於有之者、急度答可申付者也」と自肅を斟酌せざるを得なかったのだろうか。

③ 御家中貸と大名貸・御借上げ

さきの〔表4〕〔表5〕中には、本来商業活動との関係がわかりにくい尊称付武士然とした氏名の項目が随所にみられる。これはいわゆる家中貸で総計苗木村で五五五両、田立村で五九五両になる。例えば苗木の宝永三年に「貸付 一五〇両 山澄大膳様御用金御知行所米入質 利年割二分」とあり、尾張藩家中の山澄氏が犬山屋から一五〇両を借りて商人小麻義兵衛に返済し、利子は年両当たり二分、質物には知行所の扶持米を置いた、家中重役への御入用金貸付である。他に大口の場合には次のように運ばれたようである。

預り申金子之事⁽⁴²⁾

合金貳千両也

一右者為御用金慥預り申所実正也、此為濟方知行所岩倉村物成米之内六百石宛、来酉年分午年迄十ヶ年之内渡シ置、毎歳極月朔日晦日之内入札ニ而直段相極右之以代金、元金并忝割之利金引取可被申候、

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

除置候米十ヶ年之内其方江可相渡旨代官江之證文遣置候(後略)
元禄五申十二月

水野弥三右衛門

(以下三名略)

^(犬山屋)
神戸弥左衛門殿

しかしすべてが順調に運んだとばかりは限らず、次のような故障もあったようである。毎年の御用金一五〇両の返済が今年は滞ったので、それならば返済方法をすべて米穀にする旨証書を書替えて、今後も貸借関係を継続したら如何と申入れた口上書である。

口上之覚⁽⁴³⁾

一御屋敷御用金年々百五拾両宛差上ヶ申候処、御定之通毎年霜月廿日最後元利共御米ニ而御返済被下置候、右之金子御用相立来り申候処、旧冬御書付ニ而御断被仰渡御返済之訳相立不申迷惑奉存候

一右之金子当時御定之通埒御立難被遊儀御座候ハ、年賦成共御換被遊、当暮分御米ニ而御渡シ被下候様御證文御仕替被下候様奉願候、此上ニ茂急御用御座候ハ、前々御定之通さへ埒被遊被下候ハ、貸金子之儀者何時ニ而茂御用相立可申候

一私義近年其元様御取持ニ而御交被仰付候処、只今ニ至御出入茂難成様ニ罷成今更外聞共迷惑仕候、旦那様御年ニ立申度口上書を以申上

候以上

^(正徳三)
巳二月

犬山屋分左衛門

太田弥太郎様

一方町人側が云う大名貸は公儀側の借金だが、「御借上金」と称されて

町人は屢々協力を求められた。一例をあげると「御成御用 街中御借上金帳 元禄十・十二・十三年⁴⁴」なる史料がある(整理した「表6」を示す)。表題から尾張藩主参勤交替に際し経費の一部を町人から借上げた記録と考えられ、町人より三回で延二三二人から返済差引合計二二、一九三両が返済未済だった。勸進の世話人は両替商平田惣助・同平田新六・材木商天満屋九兵衛・同犬山屋分左衛門が務めた。両平田家は藩御用両替職の他にも藩札出納・米切手―正金兌換を務めていたので適役だが、天満屋・犬山屋二軒の材木商が名を連ねたのは、藩主参勤の江戸下向路には通常中山道が選ばれたので、木曾を稼場とする二軒の材木屋にとっては、藩主と地域に対する恰好の恩返し機会になっただろう。この時は三回分で犬山屋が一五〇〇両抛出し、呉服商堺屋に次ぐ第二位で、名古屋の豪商呉服屋伊藤屋を凌いだ。

しかし御借上金の返済はきびしく、この時の御成御用金総三四、〇六八両の内一、八七五両が返済と史料にあるが、残余がどうなったかは不祥である。しかし近世末期の町人がかなりの貸倒れを負わされたのは史実であり、大石慎三郎氏⁴⁵によると紀州藩は寛文―延宝期、三井高利から御借上の金子一〇、一六〇両のうち、三、五七〇両が未返済になっていたという。実に三五%であった。

④ 新田開発投資

木曾山地方では、森林資源の減耗と食糧需給の必迫、高い商品価値の米穀と享保改革による新田開発奨励等の状況下において、一部の庶民は米穀の直接生産すなわち新田開発投資にむけて行動を開始した。さきの犬山屋

神戸家宝永期の「大福帳(苗木村分)⁴⁶」にも「三百六拾両渡 大宝新田入用金 若山佐助」とか、「百七拾五両渡 大宝新田入用栗石前金内渡 境久助」等の記録がある。この大宝前新田(通称大宝新田)は後に神戸新田と改称された所で、すでに大石慎三郎氏⁴⁷の名著があるので今更になるが、若干付言しておく。当時の状況を尾張藩吏樋口好古の巡察記『尾張徇行記』から、少し長くなるが重要箇所を引用する。

神戸新田・大宝前新田⁴⁸

延享二五年繩入

○高四百九十九石七斗六升九合 神戸新田

田畠四十五町七反八畝二十七歩

内四石二斗 田三反五畝歩 前々引

残高四百九十五石五斗六升九合

田畠四十五町四反三畝二十七歩

内 田四十二町六反二十七歩
畑二町八反三畝歩

一 今戸二十八 口二百六 馬五匹

一 此新田八宝永四亥年神戸文左衛門開墾シ、最初八百二十五町歩ナリシカ其年大地震ニテクリコミ、翌子春再墾セリ、又其年七月大風高波ニテ決壊シ、其時沖手ニテ二十五町ホト切出シ、又正徳四年年大風ノ後五十町余切出シ、享保七寅年今ノ町反数ニナリ、延享二丑年検地アリ(中略)、初大宝前新田ト云、文化年中神戸新田ト名目改ル、犬山屋文左衛門控ナリ、

一 此新田ハ初メ宝永四亥年町数百弍十五町入札ニ申付、敷金七千八百十一兩二分度々ニ差上自分金ヲ以テ堤築立、翌子年ヨリ酉年マテ十ケ年作取、年数明十年百名極免高五ツ取ノ筈ニテ堤ヲ築立ケル

〔表6〕元禄期尾張藩御成御用町中御借上金

町人名と屋号	居住地	職業	御借上金額				元禄10~13年の御被下置候金額	
			10丑年	12卯年	13辰年	3カ年合計	両分	匁分厘毛
尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰	与左衛門	海老屋町	100	100	200	400	100.	8.1.5.
	勘右衛門	同	100	30	30	160	63.1	21.4.1.
	平太夫	戸田町	100	50	50	200	66.3	10.4.1.5
	治郎右衛門	同	100	50	100	250	75.	15.4.1.5
	武左衛門	同	100	50	50	200	66.3	10.4.1.5
	彦左衛門	塩町	100	60	40	200	66.2	19.5.
	孫兵衛	大船町	200	100	100	400	133.1	49.1.9.3
	孫十郎	同	100	33	50	183	74.3	47.0.9.6
	新助	同	100	33	50	183	63.3	19.5.9.6
	喜兵衛	船入町	150	100	25	275	95.3	49.2.9.
堺屋	吉左衛門	船納屋町	1,000	300	300	1,600	601.3	32.3.2.
	与兵衛	同	100	100	40	240	73.	49.1.5.5
川方屋	清治郎	藤町	200		150	250	125.2	4.8
	善右衛門	下材木町	100	15	50	165	60.2	28.6.6.5
	長左衛門	同	100	30	100	230	71.1	39.3.4.1
	清左衛門	上材木町	100	100	50	250	60.2	28.6.6.5
和泉屋	与右衛門	同	100	100	50	250	74.3	44.0.4.
	彦兵衛	同	100	50	50	200	66.2	14.8.7.
	太左衛門	下御園町	100	100	50	250	74.3	12.1.5.
	孫十郎	小桜町	100	33	50	183	64.	9.8.1.6
	権右衛門	上長者町	100	50	50	200	66.3	10.9.7.6
	仁左衛門	下長者町	100	30	50	180	63.1	20.3.0.5
	儀右衛門	同	100	20	50	170	61.3	11.3.0.5
	八郎右衛門	本町	100	30	30	160	59.2	36.8.3.
	孫九郎	同	200	100	100	400	133.1	14.
	重左衛門	同	150	20	100	270	95.	16.5.9.
麻屋	太郎兵衛	鉄砲町	150	200	100	450	124.2	35.4.6.
	空三助	橘馬町	100		50	150	58.1	5.
	利助	伝馬町	100	100	70	270	78.1	11.5.6.
	孫十郎	同	100	100	50	250	75.	6.4
	伊右衛門	同	100	100	50	250	75.	7.2
	九郎兵衛	同	100	100	50	250	75.	6.4
	惣助	万屋町	100	30	130	260	55.1	2.5.5.
	伊兵衛	永安寺町	100	50	50	200	66.1	19.0.5.
	吉左衛門	五条町	500	50	200	750	292.	25.2.
	彦市	同	100	50	50	200	66.2	14.6.7.
伊藤屋	孫市	上畠町	150	200	150	500	133.1	32.3.4.
	八右衛門	和泉町	100	50	57	207	67.3	
	次郎左衛門	茶屋町	100	30	50	180	63.	24.8.7.2
	長三郎	同	100	11	50	161	60.	16.7.7.2
	五左衛門	同	100	20	50	170	61.2	15.8.7.2
	仁右衛門	同	150	30	100	280	96.2	27.9.7.
	喜右衛門	同	100	20	50	170	61.2	11.9.5.
	太兵衛	住吉町	100		150	250	75.1	
	平兵衛	呉服町	200			200	100.	13.8
	助九郎	竹屋町	200	100	100	400	133.2	12.8.5.2
加鳥屋	伊右衛門	同	100	40	30	170	61.2	24.2.6.3
	小左衛門	伊勢町	100	70	50	220	69.3	5.4.
	治郎九郎	久屋町	100	30	50	180	63.1	5.
	九郎右衛門	宮町	100	37	50	187	64.2	15.0.5.6
	市郎左衛門	同	100	37	50	187	64.2	15.0.5.6
	久治郎	同	100	36	50	186	64.1	20.1.2.6
又平	駿河町	100	45	30	175	62.2	10.5.	

	太郎左衛門	同			100			50	150	58.2	5.
	庄八郎	京町			200	100		100	400	133.1	17.2.
	彦十郎	中市場町			100	50		50	200	66.2	15.5.7.
清水屋	市右衛門	同			100	50		50	200	66.2	15.7.5.
	与吉郎	小牧町	質商		100			50	150	58.1	18.6.2.
	与十郎	同			100	100		50	250	74.3	18.6.2.
	平兵衛	鍋屋町			100	10		50	160	59.3	24.
百足屋	孫九郎	同	酒商		100	10		50	160	59.3	24.
水野	太郎左衛門	同	鋳物師		100	10		50	160	59.3	24.
天満屋	九兵衛	上材木町	材木商		500	200	200	200	900	317.2	30.
犬山屋	分左衛門	元材木町	同		1,000	200	300	1,500	585.2	30.	
平田	新六郎	両替町	両替商		230		150	380	140.2		
	八左衛門	納屋町			50	100	30	180	46.1	49.3.5.	
	治右衛門	同			30	100	10	140	33.	42.7.2.	
	甚三郎	同			30	100	10	140	33.	42.7.2.	
	孫右衛門	新町			150	50	100	300	100.	23.9.8.	
その他省略人数					人	人	人				
					250	163	248				
その他とも合計金額					両	両	両	両	両分	匁分厘毛	
					17,345	7,710	9,013	34,068	11,875.3	15.4.1.5	

註 屋号と職業の欄は判別できたものだけを記した。

出所史料「元禄十五年 御成御用 町中御借上金帳 上」(徳川林政史研究所蔵)

「元禄十二年 同上 中」(同上)

「元禄十三年 同上 下」(同上)

カ、子年暴風ニテ堤決壊シ、見立ニテ町数二十五町程クリコミ寅夏マテニ堤築立リ、然ル二十年以前午ノ年ニ大風ニテ堤決壊シ度々ノ損亡入用不少ニヨリ、依願御定ノ外作取年数ヲ延、享保二(酉年ヨリ)八卯年四月ヘト願ヒ、前寅年申渡如左

一 大宝前新田之儀、来卯年作取年数明已後反ニ式斗三升永々定納之筈先年相極候処、各新田之儀敷金大分差上町数百廿五町程取立候処、度々之大難ニテ入用金三万五千兩余ニテ漸五拾町程取立候付、借金利鞘差支ヘ甚及難洪候間、来卯年寅年迄十二年作取年数差延、年数明已後反取をも御減被下(中略)、来卯年子年迄十ヶ年之内作取年数明享保十八丑年反ニ壹斗七升ツ、定納被仰付、堤垵等修復之儀當時中堤御取払ニ成候後ハ惣御国堤之儀候故願之通 上より御修復被仰付筈(中略)ニ候事

宝曆十二年 海西郡大宝前新田高田畑書上帳⁽⁴⁹⁾

午二月

一 高四百九拾九石七斗六升九合 大宝前新田
田畑四拾五町七反八畝廿七步 (後神戸新田ト改)

内

高四石式斗

田方三反五畝步 前々引

残高四百九拾五石五斗六升九合

田畑四拾五町四反三畝廿七步

内

上 八町八反式畝廿七步

概反壹石壹斗式合六勺六才
反壹石四斗

中 拾壹町拾反三步 反壹石貳斗

下 拾五町五反八畝拾貳步 反壹石

下々 六町九反九畝拾五步 反八斗

高貳拾五石七斗五升壹合

畑貳町八反三畝

内 概反九斗九合九勺貳才

上 壹町七畝貳步 反壹石

中 五反貳畝三步 (反七斗)

下 壹反九畝拾步 反五斗

下々 九反五畝拾四步 反四斗

屋敷 九反五畝拾四步 反壹石

右ハ此度御尋ニ付書付差上申候通相違無御座候以上

(宝曆十二
年二月)

右新田庄屋

重左衛門

尾崎友治郎様

要約すると、村高四九九石はすべて蔵入地で、犬山屋神戸分左衛門が七、八一一兩二分の敷金で落札し、歟下年数一〇年取箇五ツという条件だった。しかし実際は新田造営着手の宝永四年に大地震、翌宝永五年は大風高浪、正徳四年の大風高潮、享保七年も大風高潮と度々自然災害に見舞われ、当初の計画一二五町は、被災と復旧をくり返した結果、享保七年四五町七反に後退した。この間の復旧費用も三五、〇〇〇兩を費した。となれば新田の門出に際して犬山屋本家弥左衛門は、希望よりも一層慎重にならざるを得なかったのだらう。次のように述懐している。

口上覚⁽⁵⁰⁾

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

一私儀連々身上仕おくれ申、湊問屋役(御免)原本脱力奉願候程之仕合ニ罷成候儀御尋被遊候間、乍憚有増左^(應)三記シ申上候、先年者金子等義少々貯罷在候間末々相続之為与存、一家共仲間ニ而大宝前御新田取立申候処、四度大破仕金子四千兩程損亡仕候、名和前御新田茂先年大破仕丹那樣令茂尤御金被下置候得共此節茂金子百五拾兩程相足シ申候、知多郡御新田者御影ニ而控居申候得共、近年者堤御普請金相滞申様ニ罷成、是以難儀仕候御当地ニ而茂御田地少ニ相求置申候得共近年作徳無御座、是亦物成ニ不罷成候、且亦内田村乗前持共困窮仕桴乗下ケ場不仕、年々取替申金子三百兩餘茂御座候得共、世柄悪敷故返済不仕、右旁々ニ而少々貯之金子等拂底仕其上、右申上候通湊之徳用無御座、身上暮方必至与差支可仕様無御座候間奉願上候而、在郷江茂引籠如何共相暮可申与奉存候得共、是亦渡世之手当無御座難儀仕候、幸隱居家御座候間是江引込身上切替如何様共暮見申度奉願候以上

元文二己年三月

神戸弥左衛門

(錦織御陣屋江)

四 結 語―遙けし産業資本家への途―

元和・寛永の最盛期に大儲けをしたと伝えられる材木商は、その後濫伐の結果として森林資源の減耗に追い込んだ。尾張藩は、この危機を回避すべく禁伐制度を強力に実行し、寛文・享保の二度に亘る林政改革を行った。しかし尽山化した森林の回復が容易でないことは当然で、材木商はめつき

り減少した仕出材の不足を買材で補おうとしたが、尺山化のために集荷が^{まばか}捗々しくなかったことは〔表7〕からも推察される。例えば買付先が広範にわたること、金額が小額で一桁の買付もかなり多いこと等想像以上の深刻さだった。享保七・八年は犬山屋神戸分左衛門が材木業から撤退する十年前だが、兩年の間買材額一六六両と一八八両は、繁昌していた元禄二年〔表1〕の仕出材益金七、一五六両のそれぞれ二・三%と二・六%にすぎなかった。

しかし材木屋に代る事業を探すと容易ではない。まず田畑の少ない木曾地方は住民の食糧確保に不安があり、外部からの供給に負うところが大きかった。そこで名古屋を中心とする商人間で、取扱商品を担保に利子付運転資金の融資活動を行い、米穀・麦類・大豆の流通に積極的に関わっていった。その他にも実綿・操綿等の織維品、蠟燭等の生活必需品にも関心をもった。特に米穀は尾張藩士との間で扶持米を担保に家中貸がかなりあつたようで、これは年貢米制度廃止¹¹下用米廃止後の米穀供給に貢献するところにもなった。

犬山屋神戸分左衛門にはまた商店融資や家中貸以外にも、名古屋と江戸で町屋敷の家賃・不動産収入と貸付金収入の生活、いわゆる竹内誠氏がいう「仕舞うた屋」⁽⁵¹⁾の一面もみえてくる。しかし一見持続すると思われたこれ等「商いせざる町人」の生活も、実際は江戸の場合本来売買禁止の「拝領地」が多く、屢々公儀御用として上地され、且公役金を徴収された。一方享保・寛政林政改革の際地代店賃の引下げが地借・店借層救済のために幕府から発動された。また不況時には地代・家賃の滞納や明地・明家が増加した。さらに木造家屋は度重なる火災・台風に脆く、その上耐用年数が短かい弱点があつた。かくて不動産投資は必ずしも材木商に代る持続安定

を保証する金のなる木ではなかった。そうなるもつとも持続可能な投資先として米穀が注目されてくる。近世では米穀は食料だけでなく、年貢としても、扶持としても貨幣に次ぐ経済的価値を与えられていたのである。かつて犬山屋神戸家は米穀取引のため米会所開設を申請して不許可になったことは、前文〔三章 二節 ②項〕でふれた。そこで今度は米穀生産に直接関わるべく、町人請負新田開発への投資が浮上したのである。

ところで新田開発は建設すれば成果が得られると思われがちだが、成功するには二つの条件がある。一つは立地条件で、木曾川等大河々口三角州沖積地の伊勢湾奥干潟に設立したこの干拓地新田は、台風がもたらす水害と高潮の危険に度々向き合うことになった。そこで生じる損害復旧の高額費用の内、復旧経費だけは「惣御国堤之儀故願之通 上より御修復被仰付⁽⁵³⁾」と公儀負担が筋というのは現代迄通じる理念だが、一方現代の伊勢湾台風時にみるように、現代においてもなお苦しめられているのが実状である。問題は土木技術の他にも、新田開発に投資する材木商人は堤防建設や修築費用に追われて、当時着手し始めた商利貸付・商品販売等兼業部門が圧迫されて縮小・整理へむかい、新田経営もしだいに重荷になって行った。とすれば犬山屋本家先代の神戸弥左衛門によるさきの杞憂(註50)は、当時すでに現実になっていたのである。

さきの大石慎三郎氏は大宝前新田の見積高を立て、享保初期の実取高との対照表を造り、「予定通り^(種)とれている。それ故順調にゆけば新田経営と云うものはすばらしい事業である」と述べている⁽⁵⁴⁾。それは水田の年貢は金納ではなく年貢米だったので、米の相場が吊り上がると大名・武士と商人が利益を得る代りに、農民以外の庶民は困窮した。そこで幕府は米相場の放任を止めて蔵米の集積地である大坂堂島に享保十五年、米会所を開設

〔表7〕 犬山屋神戸家による材木買付記録

年 度	伐出山	買 付 先	主要材種	数 量			買付合計金額
				本	両 分	匁分厘	
享保7年寅	田瀬山	手前買	松2間6寸角	40.	5.3	7.8	
	同	同	同	63.	10.3	14.06	
	同	同	松2間方五	54.	2.1		
	麻生山	手前買	栗丸太	590.	2.2	12.16	
	同	同	松丸太	349.	10.2	13.62	
	同	同	栗丸太	191.	2.3	3.54	
	同	同	松丈	23.	2.2	1.5.	
	前沢山	下材木町新八郎払	榿2間6寸角	106.	19.	1.47	
	加子母山	下材木町惣兵衛払	松2間6寸源太	26.	3.1	13.	
	同	同	栗2間6寸角	30.	5.1	4.2.	
	同	同	同	21.	4.3	13.85	
	同	同	吉左衛門	榿2間6寸角	50.	10.1	5.74
	付知山	下材木町善左衛門	松2間6寸角	37.	5.2	4.1	
	川上山	手前買	栗2間6寸角	72.	13.2	8.4.	
	岩沢山	同	栗2間源太	126.	5.1	13.6	
	和田山	同	縦丈式6寸	29.	3.2	14.54	
	さくら沢山	同	栗丸太	177.	1.3	2.27	
	千原山	同	明檜2間6寸角	40.	10.	10.83	
	野浦山	上材木町与右衛門払	檜2間方五	35.	2.	7.27	
	飛州山	津国屋	榿五式中樽	100.	2.3	11.46	
		上材木町与右衛門払	檜五五中	212.	9.1	10.33	
		下材木町新八郎払	明檜五尺中	100.	3.3	5.77	
		下材木町久右衛門払	鐵子五五中	128.	5.1	11.8.	
		白鳥 治右衛門払	明檜五五中	65.	2.3	4.56	
		下材木町久右衛門払	明檜五中	223.	9.1	2.46	
	飛州山	津国屋	明檜五五中	151.	5.	2.	
		材木町 徳三郎払	朶丸太	210.	2.	6.	
	郡上山	手前買	檜2間源太	36.	5.1	7.38	
	享保8年卯	麻生山	手前買	栗丸太	154.	1.3	10.5.
		同	同	同	240.	3.	14.6.
		同	同	同	280.	1.3	7.
		前沢山	下材木町新八郎払	栗2間方五	46.	2.2	12.35
加子母山		手前買	榿榿2間6寸角	43.	8.	6.3.	
同		同	栗方五	74.	4.2	12.8.	
同		同	榿榿方五	66.	3.1	3.	
同		同	縦忝丈6寸角	48.	6.2	12.6.	
同		同	縦2間6寸角	61.	10.1	5.43	
同		同	松2間6寸角	26.	3.1	1.26	
付知山		下材木町久右衛門払	栗2間6寸角	37.	8.1	14.84	
同		源七	栗2間源太	24.	2.	7.43	
岩沢山		手前買	同	90.	3.3		
和田山		同	松方五	72.	2.	2.	
同		同	松2間	37.	5.1	8.63	
同		下材木町惣兵衛	松忝丈6寸角	50.	6.1	6.63	
千原山		手前買	明檜2間6寸角	77.	15.1	10.3.	
瀧上山		同	檜2間7寸源太	67.	9.3	6.1.8	
同		屋敷分吉	榿五式中	251.	4.2	3.8.1	
同		材木町 徳三郎	檜2間6寸角	63.	14.	2.4.9	
白木山		下材木町新八郎	榿2間6寸角	49.	7.2	9.6.	
同		下材木町勘四郎	姫子丈式6寸角	32.	6.2	5.6.5	
小野山		手前買	栗方五	205.	11.3	10.1.	
飛州山		津国屋	病鐵五五中樽	282.	6.2	3.5.	
同		同	檜五尺中樽	125.	2.2		
同		同	松五尺中樽	172.	3.1	11.4.	
		下材木町久右衛門	檜五尺中樽	173.	4.	7.1.4	
		材木町 弥兵衛	松2間6寸角	33.	3.3	1.9.2	
		同	松忝間6寸角	15.	1.3	12.3.7	
		材木町 次左衛門	栗忝丈6寸角	27.	4.3	13.0.1	
		上材木町九兵衛	縦2間6寸角	35.	5.	5.3.	
		下材木町三郎兵衛	明檜忝丈6寸角	23.	4.1	6.3.8	
	同	松忝丈6寸角	35.	3.3	8.7.3		
	下材木町惣兵衛	松忝丈6寸角	22.	3.2	2.1.4		
	材木町 甚右衛門	栗源太	75.	2.2			

尾張藩領木曾川域における地場材木商の盛衰

五七

し、以後相場の行き過ぎの調整に入った。そうはいつても相場の変動は大きく、享保十五年には一両当りで買える米の分量が二石五斗だったが、その後幾多の騰落をくり返して万延元年には最高値をつけ、一両当りの分量が四斗九升になり、その差は五・一倍の高値になったが、これを反対側からみれば貨幣価値が一九％へ下落して町人を襲ったことになる。

商人が新田開発へ投資する目的の一つは商品としての米穀の獲得にあるが、もう一つ水田という不動産所有を通しての信用の形成でもあった。これは商業・金融事業における資金繰に際し、所有担保の多寡は結果に決定的影響を与えた。さらに事業拡大にあたっての出資金創出に際し、売却で担保を減ずることなくして新たに利潤を生む兼業事業開設を可能にする唯一の物件でもあった。近世における新田投資等で多くの水田を所有した、いわゆる寄生地主でもある商人は、いずれもこの条件を満していた。例えば、大坂の鴻池善右衛門は、酒造・海運・両替商・掛屋・大名貸で産を成し、新田開発へ投資した。出羽庄内の本間四郎三郎光丘は北前船廻船問屋で蝦夷地・大坂の交易と大名貸を行い、同時に全国第一の水田所有者でもあった。また備前倉敷の近江屋与兵衛即ち大原考四郎⁽⁵⁶⁾は、蔵米・実綿・練綿・呉服の取引を行い、大名貸および水田抵当で高利貸も行った等、枚挙に限がない。

一方紀伊国屋文左衛門や奈良屋茂左衛門は材木で巨富を得たが、子孫は材木屋を廃業し町屋敷店貸業へ転じた。本稿の主役犬山屋神戸家も豪遊の記録こそ皆無だが、紀文や奈良茂との類似性も多い。しかし新田開発投資で不在地主経営を試みた先の鴻池家(酒造・両替商)、本間家(廻船問屋、大原家(繊維・呉服問屋)等は本業健在で資金源が安定していたのに対し、神戸家は本業材木屋が行きつまった上での転業先であった。だとすればその

先も紀文・奈良茂(材木商)と同様に、「仕舞うた屋」と無関係とはいえないからうとの想定もあるのではないか。

註

- (1) 竹内誠『変動の時代を生きる元禄人間模様』角川書店(選書)、二〇〇〇年。
竹内誠「紀伊国屋文左衛門の実像」(『徳川林政史研究所研究紀要』第三五号、二〇〇一年)。
- (2) 鶴岡実枝子「奈良茂家」考(『史料館研究紀要』第八号、一九七五年)。
- (3) 林順子「近世前期の名古屋材木商犬山屋神戸家の経営」(『財団法人犬山城白帝文庫研究紀要第二号、二〇〇八年)。
- (4) 大石慎三郎「町人請負新田の成立事情―神戸新田―(大宝前新田の場合)―」(『史学雑誌』第六〇編第九号、一九五一年)。
- (5) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)。
- (6) 「天正」元禄 木曾古記録写巻 松原記録(徳川林政史研究所蔵)。
- (7) 「慶長」寛文 木曾古記録写式 松原記録(徳川林政史研究所蔵)。
- (8) 「竹腰文書式」(徳川林政史研究所蔵)中の「方々々来書付類」。
- (9) 前掲(7)。
- (10) 「寛永拾五年―正保四年 材木元伐仕出記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (11) 前掲(10)。
- (12) 「宝永分享保度 王滝村古事書上 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (13) 「木曾古書類」(徳川林政史研究所蔵)。
- (14) 前掲(7)中の「木曾丑年分御勘定目録」。
- (15) 「宝永―享保度諸記録 王滝村松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (16) 前掲(13)中の「口上覚」。
- (17) 「松原諸事書留」(徳川林政史研究所蔵)。
- (18) 「永々録 式番 犬山神戸氏」(徳川林政史研究所蔵)。
- (19) 前掲書(18)中の「乍恐奉願上候御事」。
- (20) 前掲書(18)中の「相分り候世代之分左三申上候」。

- (21) 各務賢司編『錦織綱場―木曾川筏流送の歴史―』(八百津町教育委員会 錦織綱場保存会 復刻版 二〇〇八年) 九九頁。
- (22) 前掲(21) 九八頁。
- (23) 「延宝―宝永 神戸木材文書二」(徳川林政史研究所蔵)。
- (24) 「元禄十三年 阿寺山御材木江戸大坂両地御拂代金請取渡通 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (25) 「延宝―享保 神戸借用金文書」(徳川林政史研究所蔵)。
- (26) 前掲(23)。
- (27) 前掲(23)。
- (28) 前掲(23)。
- (29) 「天和四年 加子母金(請)帳 犬山屋神戸分右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (30) 「天和四年(起) 加子母金(渡)帳 神戸分右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (31) 前掲(23)。
- (32) 「元禄四年 三ヶ村山ニ而手前金を以本伐仕出帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (33) 「宝永―正徳 大福帳(金払帳) 田立村分 (名古屋) 材木町 犬山屋神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (34) 前掲(33)。「宝永三・四年 大福帳(金払帳) 苗木村分 (名古屋) 材木町 犬山屋神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (35) 前掲(34)。
- (36) 前掲(34)。
- (37) 前掲(34)。
- (38) 前掲(34)。
- (39) 「從延宝至寛政 永々録 沓番 神戸弥左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (40) 前掲(39)。
- (41) 前掲(39)。
- (42) 前掲(25)。
- (43) 「元禄―享保 神戸木材文書三」(徳川林政史研究所蔵)。
- (44) 「元禄十三年 御成御用 町中御借上金帳上―下」(徳川林政史研究所蔵)。
- (45) 前掲(4)、九―一〇頁。
- (46) 前掲(34)。
- (47) 前掲(4)。
- (48) 樋口好古著・佐々木隆美校訂『尾張徇行記』(愛知県教育会復刊・一九三四年。名古屋市教委再復刊・一九八三年)名古屋叢書統編第八卷、一一四―一一七頁。
- (49) 「愛知県 海西郡村田畑書上帳 旧名古屋稅務所 長尾文書」(徳川林政史研究所蔵)。
- (50) 前掲(39)。
- (51) 前掲(1) 『元禄人間模様』 一三一―一三三頁。
- (52) 前掲(2) 二三頁。
- (53) 前掲(48)。
- (54) 前掲(4)。一七頁。
- (55) 「享保十年分万延元年迄 御年貢御直段錢相場之事 松原諸事書留」(徳川林政史研究所蔵)。
- (56) 東京大学社会科学研究所「倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有」東京大学社会科学研究所調査報告(『東京大学社会科学研究所調査報告』第十一号・第十二号、一九七〇年)

